

大阪市 教育実習ガイドブック

目次

| | |
|--|----|
| 1 教育実習について | 2 |
| 2 教育実習対象者 | 2 |
| 3 【大阪市】教育実習までのスケジュール | 3 |
| ①教育実習申込の流れ | 3 |
| ②事前研修から実習開始までの流れ | 4 |
| 4 教育実習に向けての準備 | 6 |
| 5 教育実習に関する Q&A[実習生・大学等] | 7 |
| 6 教育実習に関する Q&A[指導教員・学校園] | 10 |
| 7 参考資料 ①「大阪市立学校園教育実習実施要綱」 ②「教員としての資質の向上に関する指標」 | 15 |

【大阪市の教育実習に関する情報掲載】

大阪市 HP[URL] <https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000524218.html>



大阪市 教育実習



OSAKA CITY 大阪市 「教育の基本理念」

全ての子どもが心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓く力を備え、
健やかに成長し、自立した個人として自己を確立することをめざします。
あわせて、グローバル化が進展した世界において、多様な人々と協働し
ながら持続可能な社会を創造し、その担い手となることをめざします。

「大阪市教育振興基本計画」 令和4(2022)～7(2025)年度
<https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000623771.html>

1 教育実習について

教育実習は、観察・参加・実習という方法で教育実践に関わることを通して、教育者としての愛情と使命感を深め、将来教員になるうえでの能力や適性を考えるとともに課題を自覚する機会である。一定の実践的指導力を有する指導教員のもとで体験を積み、学校教育の実際を体験的・総合的に理解し、教育実践ならびに教育実践研究の基礎的な能力と態度を身に付ける。

教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会「教職課程コアカリキュラム」
文部科学省（平成29年11月17日）

教育実習は、教員を志す学生が、子どもと直接向かい合い、触れ合う機会です。学校現場での教育実践を通じて、学生自らが教職への適性や進路を考える貴重な機会です。このため、実習生には、学校の教育活動を単に体験したり、補助するという受け身の姿勢ではなく、主体的・意欲的に教育実習に取り組み、改めて教職に就く意思や責任感を育んでいくという姿勢が求められます。



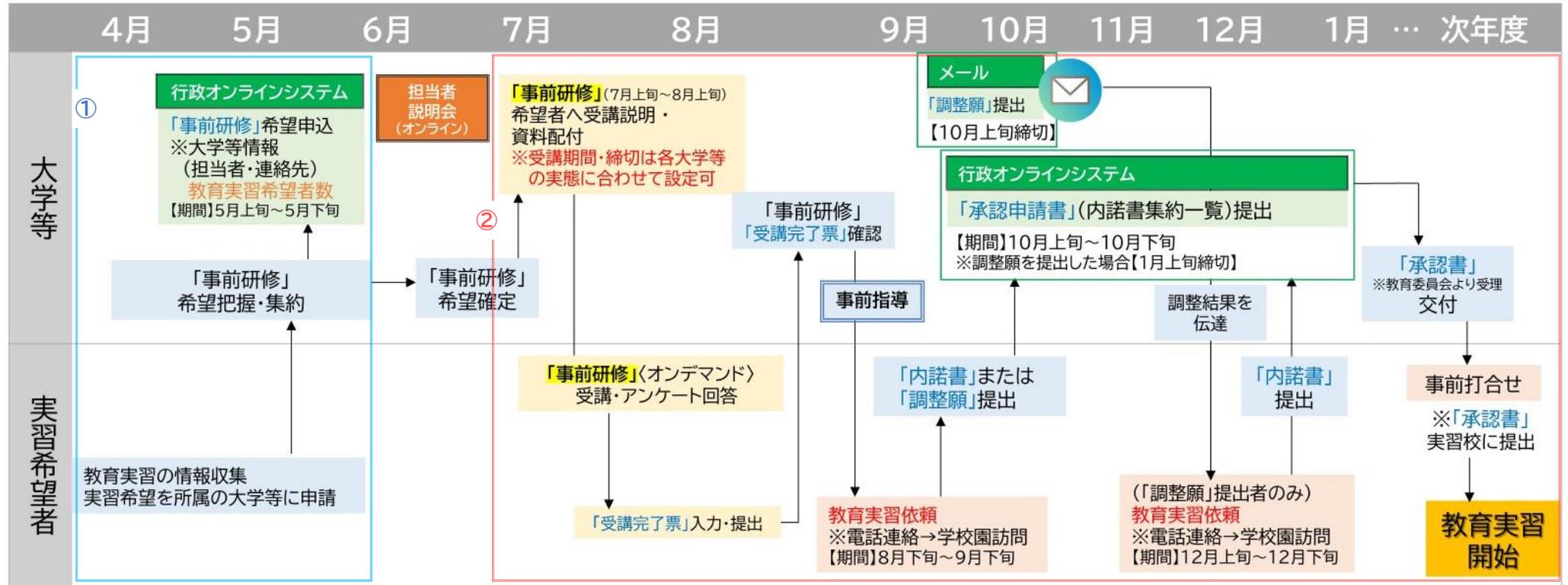
2 教育実習の対象者

- (1) 教育職員免許状の取得が見込まれ、教職に就く意思があること。
- (2) 教育実習の期間中は、教育実習に専念できること。
- (3) 大学等が規定している教育実習の前に履修すべき単位数を修得していること。
- (4) 授業（保育）を構想することや、学習（保育）指導案の立案ができ、幼児児童生徒に教育を施す者としての基本的な心構えを含め、大学等における教育実習に係る事前指導を受けていること。
- (5) 教育委員会が開催する「教育実習事前研修」を受講していること。

大阪市立学校園教育実習実施要綱 第3条（p.15 参照）

大阪市では、「大阪市立学校園教育実習実施要綱」に基づき、教育職員免許法に基づく普通免許状取得のために必要な教育実習を行う大学等からの申請により、大阪市立学校園の教育課程の実施に支障のない範囲において、上記に掲げる要件をいずれも満たす学生を実習生として受け入れています。

3 【大阪市】教育実習開始までのスケジュール



① 教育実習申込の流れ

ホーム | 大阪市行政オンラインシステム (task-asp.net)

<https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/portal/home>

大阪市での教育実習を希望する!

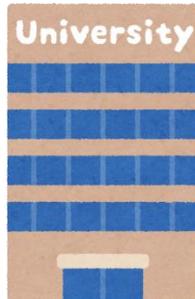
「大阪市立学校園教育実習実施要綱」(p.15)

第3条の要件(1)～(5)を確認して、教育実習までにいずれの要件も満たすことができるか見直しをもつ。



【実習希望者】

所属の大学等に申請



【大学等】

実習希望者を集約し、
「大阪市行政オンラインシステム」より、
大学等が申込期間中に申請する。



大阪市行政オンラインシステムへの登録が必要です。
また申請の際に、大学等情報、
担当者、教育実習希望者数等の
入力が必要です。

6月に「担当者説明会」をオンラインで開催します。大阪市立学校園での教育実習を申請した大学等の担当者(1名)は必ず参加してください。詳細はメールで通知します。



A 事前研修



大阪市では、大阪市立学校園で教育実習を希望する場合、教育実習を行う前年度に「事前研修」をオンデマンドで受講することを教育実習の必須要件としています。

【前年度の主な研修内容】

- ◎大阪市の学校園教育について
 - 大阪市の基本理念
 - 大阪市の「教員としての資質の向上に関する指標」
- ◎大阪市立学校園における教育実習について
- ◎学校園からのメッセージ(校園長・先輩先生)
- ◎大阪市の取組紹介
 - ボランティア・サポーター制度
 - 大阪市教師養成講座
 - 教員採用後の教員養成



教育実習に関する内容だけでなく、大阪市立の学校園教育について事前に知っておくことで、教育実習を円滑に進めるための準備ができます。大阪市の学校園では、実習生が事前研修を受講したことを前提に教育実習を計画しますので、研修内容をしっかりと身に付けて教育実習に臨んでください。

「事前研修」の資料は所属の大学等に送付します。各大学等より指示された受講期間に受講してください。

また、各研修コンテンツで受講パスワードを提示します。すべての受講パスワードをまとめたものが、「受講完了票」の開封用パスワードとなりますので、受講した際には、必ずパスワードを記録しておきましょう。なお、パスワードを口外することを固く禁じます。パスワードの取扱いには十分に注意してください。「受講完了票」は、事前研修を受講した証明として、学校園に訪問した際に提出します。学校園訪問の前に、所属の大学等に「受講完了票」を提出し、事前に指導・助言を受けて訪問の準備をしましょう。

また、研修コンテンツのなかに大阪市教育委員会への「アンケート回答」がありますので、事前研修のコンテンツをすべて受講した後、指定の URL からアンケートに回答してください。

B 学校園訪問(面談)



教育実習の内諾を得るため学校園訪問をします。ただし、学校園訪問をする前に、必ず教育実習を希望する学校園に電話連絡をして面談の日時を相談してください。学校園訪問の際には、「受講完了票」と「内諾書」、その他所属の大学等の資料があれば持参します。

面談の内容は各学校園によって異なりますが、「大阪市立学校園教育実習実施要綱」にある要件の確認や、教職や教育実習の志望理由、教育実習で学びたいことなどについて話します。教育実習に向けての想いや考えを伝えられるようにしましょう。

また、受入れが決定したら、学校園の担当者が「内諾書」を記入して渡します。「内諾書」が手元に届いた時点で、早急に所属の大学等に提出してください。「内諾書」の提出がない場合は、所属の大学等から大阪市教育委員会に教育実習の承認申請をすることができませんので、確実に提出してください。

C 事前打合せ



大阪市教育委員会から教育実習の承認書が届いたら、実習校園に電話連絡をして事前打合せの日時を相談してください。事前打合せでは、教育実習について、時間や実習方法など具体的な打ち合わせをします。学年・学級、授業の進度など、実際に教育実習をすることをイメージして、疑問や心配なことなどを質問・相談しておきましょう。



〔実習生〕

4 教育実習に向けての準備

【心構え】

教育実習は、大学等で学んだ教育に関する知識・技術を教育の現場で実践し、身をもって検証することができる機会です。

教育実習期間中は、子どもからは「先生」と呼ばれるようになります。「先生」の言動は、子どもへの影響も大きく、責任を伴うものとなります。

教員の「見習い」ではなく、子どもへの学習や課外活動を支援する教員としての役割をしっかりと自覚し、行動するようにしましょう。

特に不適切な言動等は、子どもたちの心を大きく傷つけます。学校園や大学等の信用を失うことにもつながり、教育実習を途中で中止することもあります。

先生方の指導方法、支援方法をよく観察し、子どもに積極的に関わって関係を構築し、授業/保育計画の作成や子どもの指導を通して「先生」として経験を積むことで多くの「学び」を得られるように、教育実習期間を大切に過ごしましょう。

【社会人としてのマナー】

「社会人」の意識をもって教育実習に臨みましょう。

☞ 時間にゆとりをもった行動

○学校園訪問（面談・事前打合せ等）の開始時間を守りましょう。ただし、予定よりも大幅に早く訪問するのは失礼になりますので注意してください。

○教育実習中は、ゆとりをもって学校園に到着するようにしましょう。事前打合せの際にスケジュールを確認しておきましょう。

○教室移動も遅れることのないように準備をしましょう。

☞ 服装の注意

○スーツなど清潔感のある服装を心がけましょう。

☞ 書類や日誌・記録簿等の丁寧な記入

○手書きの際は丁寧に記入をしましょう。特に、日誌や記録簿等は、読み手を意識して作成し、考えをまとめてから記入（入力）しましょう。

☞ 挨拶・適切な言葉遣い

○自分から積極的に声をかけ、良好な関係を築きましよう。その際には、相応しい言葉遣いを心がけましよう。

【身に付けるべき力】

大阪市では、「教員としての資質の向上に関する指標」（p.17～p.24）を設定しており、「〔0 ステージ〕大阪市が求める着任時の姿」は、教員になる前に身に付けるべき力です。教育実習を通してこれらの力を身に付けられるように、教育実習までに、次の力を高めておきましょう。

☞ 主体的に学ぶ姿勢

- 教員の役割や使命を理解し、子どもに真摯に向き合う。助言を謙虚に聞き、助言をもとに自ら考えて行動する。
- 人間性や教職の専門性を高められるように、様々な活動に意欲的に参加し、経験を積む。

☞ コミュニケーション能力

- 積極的に人と関わり、協力して活動し、信頼関係を築く。
- 相手の気持ちを理解し、自分の思いや考えを伝える。

☞ 教職に係る知識・技能

- 授業/保育の基本的な組み立て方を理解し、学習指導案/保育指導案を作成する。

【注意すべきこと】

学校園で過ごすなかで、個人情報の保護、子どもや保護者との交流については、特に注意が必要です。

☞ 個人情報の保護

個人情報の保護の観点から、次の行為を固く禁じます。

※教育実習終了後も同様

○子どもの個人名が入っているデータや文書（名簿やワークシート等）を校園外に持ち出す。

○個人情報に関わるもの（子どもや個人名等）の写真や動画を撮影したり、録音したりする。

※教育活動に必要な場合は、事前に校長・指導教員に相談する。

○教育実習中に知り得た個人情報を口外する。

※SNS（ブログ等含む）に、学校園の情報や個人情報を投稿・配信・発信することも不可とする。

☞ 子どもや保護者等との交流

私的に子どもや保護者等と電話番号や SNS 等の連絡先を交換したり、連絡したりする行為を固く禁じます。

※教育実習終了後も同様

5 教育実習に関する

Q & A



〔実習生〕

〔大学等〕

Q

教育実習で指導範囲などはお聞きしたのですが不安です。どんな準備をしたらよいでしょうか。

A

事前打合せの際に、分からないことは必ず質問して、疑問のないようにしましょう。

不安なことがあれば事前に大学等に相談して、アドバイスをもらうとよいでしょう。実習前に実習校園に連絡して相談することも可能です。ただし、何度も連絡をすることのないように、考えをまとめてから連絡するようにしましょう。また、教育実習では「学習指導案/保育指導案」の作成が必要です。書き方などを調べたり、教材研究をしたりして、自分自身でも準備を進めておきましょう。子どもたちに出会った時の挨拶なども考えておくとういんですね。

教育実習に必要な単位を取得するため、日々の学生生活や学習も大切に。教育実習を辞退しなければならぬことがないようにして



れなければならぬことがないようにしてください。

Q

実習準備をしたいと考えています。実習前に、学校園の様子を知るよい方法はありませんか。

A

学校園のホームページを見ると、学校園の様子が感じられます。検索サイトで実習校園を検索してみましょう。また、大阪市では学校園でのボランティアやサポーター制度を設けています。

実習前にボランティアやサポーターとして教育活動に携わることもできます。

★大阪市ホームページ
大阪市内学校園における募集一覧

<https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000535754.html>

「大阪市教員採用ポータルサイト」
こちらも活用してください。

city.osaka.lg.jp/contents/wdu230/kyousai/index.html#oen-recruit-test-otheryear



Q

実習中、先生方にいろいろと話を聞きたいと思っているのですが、日々お忙しい先生方はどのように接したらいいでしょうか。

A

実習生はまだ「先生のおたまご」ですから、知らないことやできないことがあっても当たり前です。特に授業/保育の参観などは、積極的にお願いしてみましょう。また、判断に困ることがあれば先生方に指示を仰ぐことが不可欠です。

ただし、先生方はさまざまな業務に携わっていますので、実習生のことを気にかけてもらえない時もあるかもしれません。「今よろしいでしょうか」「後でお時間いただけますか」など、配慮するひと言を忘れずに声をかけ、お話やアドバイスを聞くようにしましょう。

さまざまな見方やアプローチ方法があるため、時には先生同士で意見が異なることもあります。しかし「子どもたちのため」という思いは同じです。先生方はチームで話し合いを重ねながら、共通理解を図り、教育活動に取り組んでいます。先生方のそれぞれのよさや技を見つけ、自分のなかで整理しながら子どもたちと接していきましょう。



Q

教育実習のイメージをもてません。
教育実習の内容や流れについて教えてください。

実習生にとって実りの多い教育実習になるように、各
学校園で実習計画をたててくれています。ただし、実
習生はお客さんではありませんので、主体的に教育



実習に取り組めるように流れを認
識しておきましょう。

A

教育実習には「観察」「参加」「実地授業/保
育」があり、それらを組み合わせて、段階的
な教育実習となるように計画されます。

「観察」では、授業/保育だけでなく、学校園の施
設や指導体制など、教員側の視点で観察します。

「参加」では、業務の一部を引き受けて教員の仕
事を体験します。

「実地授業/保育」では、教材研究、指導案の作成
から、学習指導/保育指導を実際に担当します。

Q

実習日誌はどのように記入したらよいでしょ
うか。実習日誌を書く時のポイントがあれば
教えてください。

まとめて書くのではなく、日々の学んだことを忘れず
に書いていけば、必ず完成します。それは、自身の
「学び」の記録として、教職につく
際の大切な資料にもなります。



A

実習日誌の記入に多くの時間を費やして
しまい、子どもたちとふれ合う時間や授業/
保育の準備をする時間が減ってしまうことは避け
たいところです。しかし、実習日誌は、教育実習の
記録であり、実習生の評価の基礎となります。効率
よく記入できるように、書き方については、所属の
大学等から事前指導やアドバイスを受けて教育実
習に臨みましょう。

【実習日誌】記入のポイント

次の点について、教育実習を通して気づいたことや今後活かしたいことなどをまとめるようにしましょう。



- ① 観察した際の子どもの具体的な様子
- ② 教員の支援や働きかけ
- ③ 自身の課題・今後の目標
- ④ 指導教員からの助言



実習日誌は日々の感想文ではなく、業務日誌です。その日の自分の行動や学びが確認できるものにしましょう。ま
た、指導教員に読んでもらうことを意識して、伝えるべきことが明確に伝わるように簡潔に書くようにしましょう。

記入した実習日誌は、指導教諭に見てもらい、必要に応じてコメントを書いてもらいます。実習日誌の提出が遅れる
と、担当の指導教員に仕事の負担がかかってしまいますので、余裕をもって提出するように心がけましょう。

※大阪市の実習日誌のテンプレートを大学等に送付します。実習校・大学等と確認して、選択もしくは組み合わせて
活用してください。幼稚園については、引き続き、大学発行版の実習日誌を活用してください。

Q

子どもから「LINE のグループに入って」と
言われたのですが、どうしたらよいでしょ
うか。断った方がよいでしょうか。

「少くぐらいなら」「見つからなければ」という自分勝
手な行動は大学等の社会的信用を失墜させることに



もなってしまいます。個人情報の取り
扱いは十分に気を付けてください。

A

子どもとの個人情報の交換、SNS やメール
のやり取りは禁止です。

実習後のやり取りも同様に禁止しています。「禁止
されているので、できないんだよ。」と断りましょ
う。そのうえで、子どもたちに「学校園でたくさん
お話ししよう。」という前向きな言葉も伝えてあげ
るとよいですね。

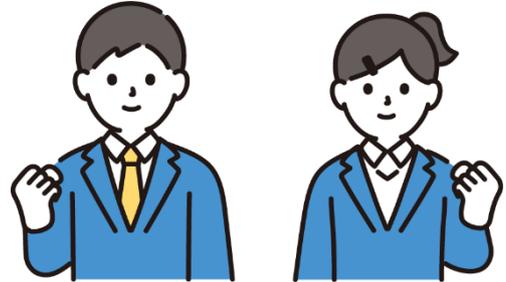
Q

教育実習中に体調を崩してしまいました。微熱があり、病院に行かずに市販薬を飲み続けていますが、回復しません。どうしたらよいでしょうか。

A

「熱がある」「体がだるい」など、体の不調を感じる場合は実習校園と大学等の両方に連絡して、指示を仰ぎましょう。

風邪やインフルエンザなどの場合、子どもたちに広げてしまうリスクを考慮する必要があります。遠慮せず、早めに相談しましょう。



その他

○教育実習中の連絡・相談

教育実習中に、子どもたちがトラブルを起こしたり、事故などによってけがをしたりした場合は、すぐに学級担任、または近くの教員に連絡して、指示を仰いでください。

学校園での教育実習に関して相談等がある場合は、管理職や指導教員、所属の大学等に相談してください。

○実習校園でのハラスメントに関する相談について

教育実習期間のパワーハラスメントやセクシャルハラスメントに関する相談がある場合は、管理職に相談してください。なお、管理職に相談ができない場合は、「**大阪市教育委員会事務局 指導部 人権・国際理解教育グループ**」〔電話〕06-6208-9185)に相談してください。

○大阪市の教育実習に関する問合せ

事前研修や資料、提出書類などについての問合せは、所属の大学等に相談してください。

そのうえで、大学等の担当者から次の問合せ先にご連絡ください。

📍**幼稚園**の教育実習に関する問合せ

⇒大阪市教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当

〔電話〕06-6208-8173

〔所在地〕〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

〔メール〕ua0014@city.osaka.lg.jp

📍**小学校・中学校**の教育実習に関する問合せ

⇒大阪市総合教育センター 教育振興担当 基本研修グループ

〔電話〕06-6718-7467

〔所在地〕〒543-0054 大阪市天王寺区南河堀町4-88

〔メール〕kyouikujisshu@city.osaka.lg.jp



6 教育実習に関する

Q & A



【指導教員】

【学校園】

Q

教育実習生を受け入れることになりました。どのような体制が必要ですか。

A

教育実習は、さまざまなカリキュラムを調整する必要があるなど受け入れる学校園も大変です。特に指導教員は普段よりも業務が増えることが予想されます。指導教員のみ負担が大きくならないように、学校園全体で取り組むという共通理解が必要です。校園内で、講話や授業/保育参観などにおいて、学年や教科、校務分掌に合わせて実習指導を分担することで、学校園全体での実習指導を行うことが可能となるだけでなく、実習生にとっても、それぞれの取組をより深く学ぶ機会となります。

Q

教育実習のプログラム・カリキュラムをどのように作成したらよいですか。

A

教育実習の内容は、基本的に「観察・参加・実地授業/保育」の大きく3つです。実習生が計画的に学びを深められるようにプログラムを作成するとともに、教員採用を見据えて「教員としての資質の向上に関する指標」(p.17~p.24)の「0ステージ〔大阪市が求める着任時の姿〕」も参考のうえ段階的に指導してください。幼稚園については、小学校・中学校の例を参考にしつつ、引き続き各園の実情に応じた方法で指導してください。

【参観】実際の教育場面に於いて子どもの様子や教員の指導、学校園の指導体制などを観察して理解する。

【参加】指導教員の指導のもとに教育場面における諸活動に参加し、教員の業務内容を体験的に理解する。

【実地授業/保育】指導教員の指導のもとに授業/保育を行い、学習指導/保育指導について体験的に理解する。

○教育実習プログラム(例)

| 実習期間 | | | | 時間割 | | | | | |
|------|-----|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----------|
| 2週間 | 3週間 | 4週間 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 放課後 |
| 1週目 | 1週目 | 1週目 | 講話 | 授業参観 | 授業参観 | 授業参観 | 授業参観 | 講話 | 振り返り・授業準備 |
| | | 2週目 | 授業参観 | 授業(T2) | 授業参観 | 授業(T1) | 授業参観 | 講話 | 振り返り・授業準備 |
| 2週間 | 2週目 | 3週目 | 授業参観 | 授業(T1) | 授業(T2) | 授業参観 | 授業(T1) | 授業参観 | 振り返り・授業準備 |
| | 3週目 | 4週目 | 授業(T1) | 授業(T1) | 授業参観 | 授業(T1) | 授業参観 | 授業(T1) | 振り返り・授業準備 |

○「指標」に関連させた段階的指導(例)

例1【B 子ども理解－個との関わり－個性の伸長】

「子ども一人ひとりのよさを見つけようとする姿勢を身に付けている。」



例2【C 学習指導－授業デザイン－授業研究・授業改善】

「授業研究・授業改善に関する基本的な知識等を理解している。」

「1人1台学習者用端末等 ICT を活用した授業に関する基本的な知識等を理解している。」



Q

障がいのある実習生には、どのような支援が必要ですか。

A

子どもにとって、障害のある教師等の教育関係職員が身近にいることは、(1)障害のある人への理解が深まる、(2)障害のある児童生徒等にとってのロールモデルとなる、(3)共生社会に関する自己の考えを広げ深める経験となる等の教育意義が期待されます。

(「障害のある学生が教育実習に参加する際の支援について」 文部科学省 令和3年)

事前打合せなどを通して、事前にどのような配慮が必要かを把握してください。大学等とも連携しながら、対応やサポートについて、実習生の要望もふまえて調整します。また、必要に応じて、大学等の担当者などと連絡体制を整えておくことも必要です。校園内の教職員とも共通理解を図ってください。

Q

学校インターンシップとして関わっている学生が、本校で引き続き実習生として教育実習を行います。学校インターンシップと教育実習はどのように違うのでしょうか。

A

学校インターンシップは、学校における教育活動や学校行事、部活動、学校事務などの学校における活動全般について、支援や補助業務を行うことが中心となります。一方、教育実習は、実習を実施するための組織的な指導体制を学校内に構築するとともに、指導教員を選任し、実習生への指導や評価票の作成などが義務付けられています。学校インターンシップと教育実習は目的が異なりますので、区別して捉える必要があります。

Q

実習生からどのように授業/保育を参観すればよいか相談を受けました。どのように助言すればよいでしょうか？

A

実習中は様々な先生方の授業/保育を参観する機会が多くあります。参観する視点を指導しておくことで、実習生自身の授業/保育に生かすことができます。指導者だけでなく、子どもの動きにも着目させ、指導者のどのような働きかけにより、いつ、どのように子どもが変容していったかを分析しながら参観するように指導することも大切です。

○授業/保育を参観する視点(例)

- 基本的な指導技術（説明・発問・指示・板書・学習形態・ICT活用・準備物など）
- 学習/保育の課題設定
- 子どもの様子・変容
- 導入の工夫・意欲を高める導入方法
- 子どもが思考する場面の設定
- 評価・助言
- 教室環境や掲示物

Q

実習生が指導案どおりに、授業/保育を進めることができません。どのように指導したらよいでしょうか。

A

授業/保育をするには、教科等の専門性だけでなく、「子ども理解」が必要不可欠です。4月から子どもたちと学校園生活を送って関係を築いている教員、経験を積んでいる教員と同じように授業/保育を進められないのは当然と言えます。

実習生の指導の様子を捉えて助言をするとともに、子どもたちと関わらせながら子ども理解を深めていくことができるように丁寧な指導してください。

実習生に関わるまわりの教員が協働してフォローし、学級経営、授業/保育を進めることが大切です。

Q

実習日誌の書き方をどのように指導したらよいでしょうか。

A

はじめに実習日誌を書く目的を指導しておくといよいでしょう。実習日誌を書く目的としては、「学びを振り返る」「客観的に自己分析する」「指導教員との情報共有・コミュニケーションを図る」ことがあげられます。この目的に沿って、実習日誌の内容が単なる記録や感想にならないようにさせ、考察や目標などを書くように指導してください。具体的には、授業/保育参観の際には、「なぜこの場面でこのような指示をしたのか。」「子どもの変容が見られたのは、このような指導・支援があったからではないか。」など、分析するなかで得た考察、自分が授業をするときに実践したいことなどの目標などを記入するように指導すればよいでしょう。

また、記入が不十分な場合は、すべて書き直させるのではなく、少し加筆するように伝えたり、次に書くときのポイントを助言したりするとよいでしょう。

記入した実習日誌は、毎日、指導教員に提出することが基本です。しかし、その日に提出が難しい場合は、次の日に提出させるなど、実習生の帰宅が遅くならないように配慮した対応も時には必要です。

Q

実習生の授業/保育で、子どもたちが落ち着かない様子です。どのように対応したらよいでしょうか。

A

環境の変化から、子どもたちの様子が変わることも考えられます。実習生に対しては、授業/保育後に、指示の出し方、言葉遣い、板書方法、子どもへの対応など、気になる点について助言し、修正を図ります。子どもと慣れ合いになってしまわないように、節度をもって関わることの大切さも指導してください。また、担任や教科担当から子どもたちへの声かけも大切です。実習生が教員になるためにがんばっていること、授業/保育の準備をがんばっている様子などを子どもたちにも伝えましょう。

Q

実習生によって帰宅時間が異なります。どのように対応するべきでしょうか。

A

教育実習をより充実したものにしようと力が入り、実習生の帰宅が遅くなるケースがあるようです。実習生は普段と異なる環境で実習を行っています。帰宅が遅くなると十分に休息が取れず、心身の健康を損ねてしまうこともあります。これは、指導教員にとっても同様です。

勤務時間内に行うことを基本と認識しつつ、複数の実習生がいる場合は、「16:30までに実習日誌を書き終える」「基本的に17:10までには学校園を出る」など、スケジュールを共有しておくといよいでしょう。

帰宅時間については、実習生からは言い出しにくいものです。事前に共通理解を図ったり、指導教員から声かけをしたりして、実習生が帰りやすい雰囲気をつくってください。

Q

教育実習の評価はどのように行うとよいでしょうか。

A

実習生の評価項目は大学等が指定します。多くの大学等が、基本的な資質、子ども理解、学習/保育指導などに関することが評価の観点にあげられています。実習終了後に大学等から評価票が送られてくる場合もありますので、評価項目や観点を事前に大学等に確認しておくのもよいと思います。

Q

実習生が感染症にかかり、実習が継続できない状況です。どのように対応すべきでしょうか。

A

実習生が、体調不良によりやむを得ず欠勤・遅刻する場合は、実習校園の担当教員に連絡をするように事前打合せ等で確認しておきます。また、やむを得ず欠勤・遅刻・早退をする場合は、実習生から大学等に連絡をする必要があります。大学等によって対応の指示が異なることがありますので、あわせて確認しておくといよいでしょう。

教育実習は大学等の規定に基づいて実施するため、単位の確認が必要となります。実習生の所属大学等と連絡を取り、教育実習の継続や対応について相談してください。

Q

実習生が子どもにけがをさせた場合は、どのように対応すべきでしょうか。

A

授業/保育中に子どもがけがをした場合は、指導教員や近くにいる教職員にすぐに報告させ指示に従って補助させます。実習生がけがの原因である場合など、状況によって大学等と連携して対応を協議する必要があります。その際は、速やかに実習生本人と実習校園から大学等に報告します。実習中は学校園の指導下にあることから、子どもの保護者への説明等については、実習校園が責任をもって行う必要があります。

Q

実習生の言動が気になります。子どもへの体罰やハラスメントについてどのように対応すべきでしょうか。

A

体罰やハラスメントについては、事前に大学等でも指導を受けているはずですが、事前打合せの際にも体罰やハラスメントが許されないことを再確認しておくことが必要です。

実習生に気になる言動があった場合は、すぐに指摘してやめさせます。状況によっては、大学等と連携して対応してください。悪質な場合については、教育委員会も交えて教育実習の中止について検討します。

Q

実習後に、子どもと実習生の個人的なつながりが分かりました。どのように対応すべきでしょうか。

A

実習後も含めて、実習校園の子ども及び保護者との個人的なやりとり（携帯電話・メール・SNSなど）の禁止については、事前研修や大学等の事前指導でも徹底して指導されています。教職員の信用失墜行為については、個人だけの問題ではなく、学校園や大阪市への信頼を大きく損なうものであることを認識させなければなりません。事前打合せでも確認しておきましょう。

もし、実習後に個人的なつながりが分かった場合は、大学等に連絡して実習生の指導をしてもらいます。関わった子どもについては、担当教諭から子どもに説明し、個人的な連絡をしないように丁寧に指導しましょう。





ハラスメントに気を付けて指導したいと思います。どんな言動や行動がハラスメントになりますか。



ハラスメントとは、自分の意図に関係なく、相手に対して不快感や苦痛を与える言動や行動をいいます。

【セクシャルハラスメント】

男女間に関わらず行われる性的嫌がらせ。例えば、性的強要をする。抱きつく・体に触る。性的な話をする。結婚や出産、恋人の有無を聞くなど。

【パワーハラスメント】

職場等の立場を利用し、過度な業務を強要したり暴言を吐く、仕事を与えないなどの精神的苦痛を与える、物を投げる・たたくといった暴力的行為。

【モラルハラスメント】

親・恋人・配偶者・教師・上司・同僚などが、無視する、成果や努力を認めない、常に怒る・圧力をかけるなど自尊心を傷つける精神的暴力・虐待行為。

【エイジハラスメント】

「ゆとり世代だから…」 「いい歳をして…」 など世代の認識の違いや年齢を理由にする。

【アカデミックハラスメント】

研究や教育現場でのいじめや嫌がらせ。

「大阪市人権だより KOKORO ねっと」より

教員をめざす実習生が安心して教育実習を行い、その経験をもとに未来の学校園教育を担う教員となっていくことを見据えて指導していく意識が大切です。

○大阪市の教育実習に関する問合せ

大阪市の教育実習に関する問合せについてはこちらにご連絡ください。

📍 **幼稚園** の教育実習に関する問合せ

⇒ 大阪市教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当

[電話] 06-6208-8173

[所在地] 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

[メール] ua0014@city.osaka.lg.jp

📍 **小学校・中学校** の教育実習に関する問合せ

⇒ 大阪市総合教育センター 教育振興担当 基本研修グループ

[電話] 06-6718-7467

[所在地] 〒543-0054 大阪市天王寺区南河堀町4-88

[メール] kyouikujisshu@city.osaka.lg.jp



7 参考資料

大阪市立学校園教育実習実施要綱

大阪市教育委員会

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市立幼稚園、小学校、中学校、及び義務教育学校（以下「市立学校園」という。）において実施する教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく教育職員免許状取得のための教育実習（以下「教育実習」という。）の実施に関し必要な事項を定め、教育実習の適切かつ円滑な実施に資することを目的とする。

(教育実習の体制)

第2条 教育実習は、市立学校園での教育実践を通じて、教育実習の対象者（以下「実習生」という。）自らが教職への適性や進路を考える貴重な機会であり、次世代の教員を養成する機会である。大学、短期大学又は教員養成機関（以下「大学等」という。）、教育実習を行う学校及び幼稚園（以下「実習校園」という。）及び大阪市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は教育実習の適切かつ円滑な実施にむけ協働して教育実習にあたる。

(対象者)

第3条 教育委員会は、教育職員免許法に基づく普通免許状取得のために必要な教育実習を行う大学等からの申請により、市立学校園の教育課程の実施に支障のない範囲において、次に掲げる要件をいずれも満たす学生を実習生として受け入れることができる。

- (1) 教育職員免許状の取得が見込まれ、教職に就く意思があること。
- (2) 教育実習の期間中は、教育実習に専念できること。
- (3) 大学等が規定している教育実習の前に履修すべき単位数を修得していること。
- (4) 授業を構想することや、学習指導案の立案ができ、幼児児童生徒に教育を施す者としての基本的な心構えを含め、大学等における教育実習に係る事前指導を受けていること。
- (5) 教育委員会が開催する「教育実習事前研修」を受講していること。

(教育実習の手続き)

第4条 市立学校園において教育実習を実施しようとする大学等は、以下の手続きを行うこと。

- (1) 大学等は、教育実習の希望者に対し、実習校園から事前に承諾を得る手続きを行わせ、原則として教育実習を希望する年の前年度中に教育実習内諾書をもとに教育実習承認申請書を作成し、教育委員会に提出すること。
- (2) 実習期間は、実習校園から事前の承諾を得る手続きの際に実習校園と大学等との間で調整し、教育実習内諾書に記載した期間とする。ただし、実習校園の事由により、実習期間を変更することができる。
- (3) 教育委員会は、実習校園を決定し、大学等に教育実習承認書をもって通知する。

(大学等の役割)

第5条 大学等は、教育実習の開始前に実習生に対し、第3条第4号に規定する事前指導を行う。

第6条 大学等は、教育実習の開始後、実習生の教育実習に臨む姿勢や資質・能力に問題が生じた場合には、速やかに個別の指導を行う。

第7条 大学等は、実習生について、実習開始までに大学等における健康診断の受診確認及び麻しん抗体有無確認等を終了しておくこと。

(市立学校園の役割)

第8条 市立学校園の校長は、通常の教育活動に支障のない範囲で実習生の受入に努めるものとする。

第9条 市立学校園の校長は、教育実習の希望者と面接を行い、実習生としての適性について確認を行う。実習生としての受入について適当と認めた場合、校長は大学等が用意した教育実習内諾書を大学等に交付する。

第10条 教育実習にあたっての実施プログラムの作成は、実習校園が行う。

(実習生の服務)

第11条 実習生は、教育実習期間中は教育実習に専念し、実習校園の校長の指示に従わなければならない。

第12条 実習生は、地方公務員法34条(秘密を守る義務)及び大阪市個人情報保護条例を遵守し、教育実習中に知り得た個人情報の取扱いには細心の注意を払うこと。

(実習生の体調管理・感染症対策等)

第13条 大学等は、実習生に対し、教育実習開始の2週間前から終了までの間、検温を実施する等で体調管理に留意し、良好な健康状態で教育実習に臨むことができるように指導すること。また、実習生の学校保健安全法施行規則に定める「学校において予防すべき感染症」(以下、「学校感染症」という。)への感染確認、感染拡大防止に向けて責任をもつこと。

第14条 教育実習開始の2週間前から終了までの間に、実習生に体調不良等の症状がある場合や近親者に学校感染症の感染者がいる場合、実習生は、実習校園及び大学等の指示・判断に従うこと。

(教育実習期間中の事故・保険等)

第15条 教育実習期間中に実習生に係る事故又は事件が発生した場合には、大学等は責任を持って実習校園や教育委員会に連絡・対応しなければならない。

第16条 実習生の実習校園における教育実習期間中の災害及び実習校園までの往復途上での災害、学校又は第三者に与えた損害等については、当該災害の原因が実習校園・教育委員会に起因することが明らかな場合を除いて、実習校園・教育委員会はその責任を負わない。

第17条 大学等は、上記の災害等に備えるため、大学等の責任において、実習生に傷害保険及び賠償責任保険に加入させるものとする。

(経費等)

第18条 実習校園の関係者は、教育実習実施に伴い大学等又は実習生から謝礼金等を受領しない。ただし、給食費、実習生の個人保有となる教材費等、実習生個人に帰属する費用については、実習生の負担とする。

(教育実習の辞退)

第19条 実習生は、教育実習を辞退する場合、速やかに、大学等及び実習校園に申し出ること。その際、大学等は、速やかに、教育委員会に連絡・報告すること。

(教育実習の中止)

第20条 教育委員会は、実習生が第3条に該当しないと認めた場合、第11条並びに第12条に違反して実習校園の校長の指導に従わず、若しくは幼児児童生徒の個人情報を漏洩する等の行為を行った場合、実習校園の教育活動を妨げる行為を行った場合、又は、第13条並びに第14条の規定に違反した場合、教育実習を中止することができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年1月31日から施行する。

教員としての資質の向上に関する指標

| キャリアステージ | | | 0ステージ | 第1ステージ | 第2ステージ | 第3ステージ | 第4ステージ | |
|----------|---------|---------|---|---|---|--|--|---|
| | | | 大阪市が求める着任時の姿 | 初任教員 期 | 若手教員 期 | 中堅教員 期 | 中核・ベテラン教員 期 | |
| A | 法令遵守 | 使命・法令 | 1 | ・社会人としての一般常識を身に付け、守らなければならない法令を理解し、遵守している。 | ・教育公務員の使命と責任を理解し、法令等を遵守し、誠実かつ公正な態度で効率的に職務を遂行することができる。 | ・教育公務員の使命と責任、法令等の遵守や、計画的・効率的な職務遂行の重要性について、校内で積極的に発信することができる。 | ・教育公務員の使命と責任や法令に関する豊富な知識を持ち、計画的・効率的な職務遂行等について学校全体として課題を発見し、進んで改善することができる。 | |
| | | 一マナー常識 | 2 | | ・教育公務員として必要なマナー、適切な服装、言葉遣い等、誠実な態度で職務を遂行することができる。 | ・教育公務員としてのマナーや適切な服装、態度等について、校内で積極的に発信することができる。 | ・教育公務員としてのマナーや適切な服装、態度等について模範となり、学校全体として課題を発見し、改善することができる。 | |
| | 人権尊重 | 人権課題 | 3 | ・人権に関する基本的な知識等を理解し、人権尊重の態度を身に付けている。 | ・子ども一人ひとりの気持ちや願い、背景を理解して適切に指導することができる。 | ・鋭敏な人権感覚で学校の課題を把握し、解決に向けて積極的に教育活動を提案することができる。 | ・人権に関する豊富な知識や情報を持ち、学校組織として人権尊重の教育を中心となって実践することができる。 | |
| | | 人権推進教育 | 4 | | ・子ども一人ひとりを尊重するとともに、いじめや暴力行為のない豊かな人間関係を形成する集団づくりができる。 | ・子ども一人ひとりを尊重するとともに、いじめや暴力行為のない豊かな人間関係を形成する集団づくりができる。 | ・子ども一人ひとりを尊重するとともに、思いやる心を育成する学校づくりの実現に向けて、地域や関係機関と連携した校内研修を企画・実践することができる。 | |
| | 自己研鑽 | 学び意欲 | 5 | ・主体的に学ぶ姿勢を身に付けている。 | ・校内外の研修を受講する等、主体的に学ぶことにより、自己の課題を分析し、改善することができる。 | ・研修や各種の研究会等に関する情報を収集して、自己の課題にあった研修、研究会等に積極的に参加し、自己の教師力を高めることができる。 | ・研修や各種の研究会等で得た情報や知識を教員同士が互いに共有し、活用するよう働きかけることができる。 | ・学び合い・高め合う学校づくりに向け、国や本市の動向を反映した最新の情報等を収集し、校内外での研修会で積極的に発信することができる。 |
| | | 省察する姿勢 | 6 | ・他者からアドバイスを受けることの重要性やその手順等を認識している。 | ・他者からのアドバイスを謙虚に受け止め、改善することができる。 | ・指導力を高めるために、自己の教育実践を積極的に公開し、他者からのアドバイスを活用することができる。 | ・自己の教育実践について省み、課題を分析したキャリアプランを作成する等、積極的に自己研鑽することができる。 | ・校内で自己評価、他者評価の結果を客観的に分析する等、他の教職員が謙虚に課題を改善するよう働きかけ、意識を高めることができる。 |
| B | 個との関わり | 受容的態度 | 7 | ・子どもに対して愛情を抱いている。 | ・カウンセリングマインドを持って子どもと関わり、信頼を得ることができる。 | ・公平かつ受容的・共感的な態度で子どもと関わり、より深い信頼関係を築くことができる。 | ・子ども理解に基づいた子どもとの関わり方について、校内で積極的に発信することができる。 | ・より深い子どもとの関わり方について、模範を示し、学校全体で教員の意識を高めることができる。 |
| | | 実態把握 | 8 | ・子どもの生活や健康についての基本的な知識等を理解している。 | ・子どもの生活や健康について情報を集め、適切に指導することができる。 | ・子どもの生活や健康について積極的に情報を収集し、課題を意識して指導することができる。 | ・幅広い視点で子どもを取り巻く状況について情報収集し、他の教員と協働して指導に活かすことができる。 | ・子どもの状況等について経験に基づいた適切な把握ができ、学校組織として共有することができる。 |
| | | 個性の伸長 | 9 | ・子ども一人ひとりのよさを見つけようとする姿勢を身に付けている。 | ・子ども一人ひとりの特性や心身の状況をとらえ、よさや可能性を伸ばすことができる。 ・子どもの思いやニーズを踏まえた進路指導及びキャリア教育を行うことができる。 | ・子ども一人ひとりの特性や心身の状況を多面的にとらえ、学校生活の様々な場面においてよさや可能性を伸ばすことができる。 | ・子ども一人ひとりのよさや可能性を伸ばし、活躍できる場の設定を、他の教員とともに企画、実現することができる。 ・子どもの思いやニーズに合った進路指導及びキャリア教育の取組を企画し、中心となって運営することができる。 | ・幅広い視点から子ども一人ひとりの特性を伸ばす取組について、学校全体として改善・充実することができる。 |
| | | 個に応じた支援 | 10 | ・支援を要する子どもについての基礎的な知識等を理解している。 ・インクルーシブ教育の基本的な考え方を理解している。 | ・支援を要する子どもについてその特性を理解し、適切に支援することができる。 ・障がいのある子どもの実態や保護者の願いを把握し、合理的配慮の観点から踏まえた「個別的教育支援計画」と「個別の指導計画」を作成・活用し、指導・支援することができる。 | ・支援を要する子どもの状況を的確にとらえ、個に応じて適切に支援することができる。 ・障がいのある子どもの実態や保護者の願いを的確にとらえ、合理的配慮の観点から踏まえた「個別的教育支援計画」と「個別の指導計画」を作成・活用し、個に応じた適切な指導・支援をすることができる。 | ・支援を要する子どもの課題を把握し、学年等において機能的な組織づくりができる。 ・「個別的教育支援計画」と「個別の指導計画」に基づき、校内委員会等を開催し、組織的な指導・支援を計画することができる。 | ・外部機関との連携を図り、学校全体として支援を要する子どもの個々の実態に応じた適切な指導・支援ができる。 ・学校全体でインクルーシブ教育に取り組むことの意義について教員相互の共通理解を深めることができる。 |
| | 学級経営 | づくり | 11 | ・学級づくりについて基本的な知識等を理解している。 | ・子どもとの信頼関係を基にして、一人ひとりの思いを大切に学級づくりができる。 | ・子どもとの深い信頼関係を築き、子どもの個性を活かした互いに支え合う学級づくりができる。 | ・他の教員とともに学級、学年等で、子ども一人ひとりの自立を促し、相互に認め合い、高め合う学級づくりができる。 | ・よりよい学級づくりを進めるために、学校全体の状況を把握し、課題を発見して、改善することができる。 |
| | | 規律指導 | 12 | ・学校生活におけるルール的重要性について理解している。 | ・学校生活におけるルールや学習規律の重要性について意識し、毅然とした態度で指導ができる。 | ・学校生活におけるルールや学習規律をより確かなものにするために、指導法を改善することができる。 | ・学校生活におけるルールや学習規律を尊重する集団の実現に向けて、効果的な指導を工夫して実践することができる。 | ・ルールや学習規律が確立した学校づくりを実現するための取組を企画し、実践することができる。 |
| 生活指導 | 問題行動 | 13 | ・子どもの問題行動についての基本的な知識等を理解し、それに応じるための基本的なスキルを有している。 | ・子どもの問題行動の事実を把握し、早期発見・早期対応することができる。 ・情報モラルに関する基本的な知識を理解し、指導することができる。 | ・子どもの状況を把握し、様々な問題行動に対してその背景や原因も意識しながら、他の教員と連携して適切に指導することができる。 | ・子どもの問題行動の背景や原因を多面的にとらえ、迅速に解決するための学年等での取組を実践することができる。 | ・子どもの問題行動に関する多様な事例や関係機関との連携についての知識を持ち、学校全体としての生活指導力を高めることができる。 | |
| | 人間関係の形成 | 14 | ・一人ひとりの子どもが活躍できる集団のよさ、それをつくるための方法論について理解している。 | ・様々な教育活動において、子ども一人ひとりが活躍できる場を設定することができる。 | ・子どもが互いのよさを認め、高め合うことの大切さを実感できる場を設定し、自己有用感を育む実践を行うことができる。 | ・様々な集団でのよい人間関係の形成について効果的な指導ができ、さらに改善しながらよりよい指導法を探究することができる。 | ・よい人間関係の形成についてのより効果的な実践を、学校全体に広めることができる。 | |
| | 安全・安心 | 15 | ・安全で安心できる環境の大切さについて理解している。 | ・いじめ、暴力行為、不登校がなく、子どもが安心して学校生活を送る環境を整えることができる。 | ・子どもにとって安全で安心な環境を維持するとともに、さらに適切な環境へ改善することができる。 | ・子どもにとって安全で安心な環境の実現に向けた校内の課題に気づき、他の教職員と連携して、改善することができる。 | ・子どもにとって安全で安心な環境の実現に関する取組を、学校組織全体で計画的に実践することができる。 | |

| キャリアステージ | | 0ステージ | | 第1ステージ | | 第2ステージ | | 第3ステージ | | 第4ステージ | |
|----------|------|---------------|------|--|---|---|--|---|--|---|--|
| | | 大阪市が求める着任時の姿 | | 初任教員 期 | | 若手教員 期 | | 中堅教員 期 | | 中核・ベテラン教員 期 | |
| C | 学習指導 | 指導計画 | 16 | ・学習指導要領の教科等の目標や内容を理解している。 | ・学習指導要領に基づき、子どもの実態に応じた指導計画を作成することができる。 | ・単元や教材の特性を理解し、目標を明確にした学力向上につながる効果的な指導計画を作成することができる。 | ・子ども理解や適切な教材分析のもと、カリキュラム・マネジメントの視点を持って指導計画を作成することができる。 | ・学校の教育目標・課題に応じたカリキュラム・マネジメントの実施について教職員が共通理解できるよう指導・助言することができる。 | | | |
| | | 教材研究 | 17 | ・教材研究の基本的な方法を理解している。 | ・子どもの興味・関心を高めるとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた教材研究を行うことができる。 | ・子どもの発達段階や習熟度を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた教材研究を行うことができる。 | ・「主体的・対話的で深い学び」をより効果的に実現するための授業づくりについて探究することができる。 | ・授業づくりに関する幅広い知識を持ち、効果的な指導方法を校内外に広めることができる。 | | | |
| | | ・授業改善 | 18 | ・授業研究・授業改善に関する基本的な知識等を理解している。 ・1人1台学習者用端末等ICTを活用した授業に関する基本的な知識等を理解している。 | ・授業研究の重要性を理解し、積極的に取り組むことができる。 ・自分の授業を謙虚に振り返るとともに、他の教員の授業を参観して、積極的に授業改善ができる。 ・1人1台学習者用端末等ICTを活用した授業ができる。 | ・子どもの実態や習熟度に応じた指導の実現に向けて、授業研究を積極的に行うことができる。 ・自分の授業を客観的に振り返り、他の教員のよいところを取り入れて授業改善ができる。 ・子どもの個別最適な学び、協働的な学びの実現に向けて、1人1台学習者用端末等ICTを活用した授業ができる。 | ・効果的な指導の実現に向けて、授業研究や公開授業を積極的に行うことができる。 ・他の教員の授業を積極的に参観し、研究協議等で課題を明確にし、分析したりすることができる。 ・子どもの個別最適な学び、協働的な学びの実現に向けて、ICT等を活用した実践事例を校内で発信し、1人1台学習者用端末等ICTを活用した授業づくりを広めることができる。 | ・授業研究や公開授業において校内外の教員に模範を示して指導・助言することができる。 ・授業改善に向けた組織的な取組や研究が活発になるように働きかけることができる。 | | | |
| | | 個に応じた指導 | 19 | ・個に応じた指導に関する基本的な知識等を理解している。 | ・子ども理解に基づく個に応じた指導について、「指導の個別化」と「学習の個性化」を実践できる。 | ・子ども理解に基づく個に応じた指導について、より子ども一人ひとりに寄り添ったきめ細かな指導による「指導の個別化」と「学習の個性化」を実践できる。 | ・子ども理解に基づく個に応じた指導について、個別最適な学びを実現する実践を校内で発信し、広めることができる。 | ・子ども理解に基づく個に応じた指導について、学校全体としての共通理解を深めながら個別最適な学びを実現する実践を行い、校内外に広めることができる。 | | | |
| | | 授業評価 | 20 | ・目標に準拠した評価や指導と評価の一体化とは何か理解している。 | ・評価規準や評価方法を明確にし、目標に準拠した評価を適切に行うことができる。 | ・授業展開において適切な指導を行い、より客観性の高い評価を工夫して行うことができる。 | ・評価規準や評価方法等について研究を深め、校内で発信することができる。 | ・評価についての幅広い知識を持ち、評価方法の見直しや改善に関する研修会等を企画・実施することができる。 | | | |
| | 授業実践 | す考える学表び現 | 21 | ・子どもの考えを引き出すことの重要性やそれを実現するための方法を理解している。 | ・子どもの考えを引き出す発問を工夫した授業を実践することができる。 | ・子どもの考えを引き出す発問や、積極的な表現活動を意識した授業を実践することができる。 | ・子どもの多面的・多角的な考えを引き出す発問や、適切な表現活動を工夫した授業を実践することができる。 | ・子どもの考えを引き出す発問や、表現活動を工夫した授業の模範を示し、学校全体で実践できるよう、教員の意識を高めることができる。 | | | |
| | | 話し合う | 22 | ・子どもが協働的に学習することの意義やそのための適切なスキルについて理解している。 | ・子どもが協働的に学習する授業を行うための適切なスキルを身に付け、授業を実践することができる。 | ・子どもの学習状況を把握し、多様な学習形態を取り入れながらより協働的な授業を効果的に実践することができる。 | ・協働的な学習についての効果的な指導の工夫をするとともに、授業展開のモデルとなる授業実践等を積極的に公開することができる。 | ・協働的な学習についての効果的な指導方法の模範を示し、その工夫・改善ができるよう教員の意識を高めることができる。 | | | |
| | | め返あてて学をび振り | 23 | ・子どもがめあてを持ち、学びを振り返る意義とそれを実行するための基本的な方法について理解している。 | ・子どもがめあてを明確に持ち、めあてを振り返る場面を設定した授業を実践することができる。 | ・子どもが学びを実感し、学習が定着するような授業展開を工夫して実践することができる。 | ・子どもが学びを実感し、学習が定着するような授業展開を研究し、より効果的な指導方法を積極的に公開することができる。 | ・子どもが学びを実感し、学習が定着するような授業展開についての模範を示し、学校全体でより効果的な指導方法を構築できるよう、教員の意識を高めることができる。 | | | |
| | D | 組織の運営と参画 | 学校運営 | 地域保護者連携 | 24 | ・教職員間のコミュニケーションの大切さを理解し、それを実践しようとする態度を有している。 | ・常に、教職員間でのコミュニケーションを大切にし、信頼関係を築くことができる。 | ・教職員間で積極的にコミュニケーションをとり、より深い信頼関係を築くことができる。 | ・教職員同士が常にコミュニケーションが図れるよう中心になって取り組み、明るい職場環境をつくることができる。 | ・教職員同士が常に連携することができるよう中心になって取り組み、風通しのよい職場環境をつくることができる。 | |
| | | | | 情報共有 | 25 | ・教職員間の情報共有の大切さを理解している。 | ・子どもや保護者に関する課題等への対応や相談について、一人で抱え込まず、報告・連絡・相談することができる。 | ・子どもや保護者に関する課題等への対応や相談について、学年や関係教職員と連携して取り組むために、必要な情報を共有することができる。 | ・子どもや保護者に関する課題等への適切な対応や相談について、教職員間で幅広く必要な情報等を共有することができる。 | ・学校全体として課題解決に向けて、多方面からのより多くの情報等を教職員間で共有することができる。 | |
| 協働意識 | | | | 26 | ・教職員で協働して取り組むことの大切さや特にそれが求められる場面を理解している。 | ・様々な教育活動を、他の教職員と協働して行うことができる。 | ・他の教職員からの意見や提案を積極的に受け止め、校務分掌等に協働して関わることができる。 | ・教職員間で積極的に協働するための課題に気づき、改善することができる。 | ・教職員全体の状況を意識し、管理職とともに一人ひとりの教職員の能力や特性を活かした協働的な組織づくりができる。 | | |
| 学校運営 | | 危機管理・安全 | 27 | ・保護者・地域との連携の重要性を理解している。 | ・保護者・地域・関係機関との連携の意義を理解し、適切に連携することができる。 ・校園間の連携の重要性について理解し、実践することができる。 | ・保護者・地域・関係機関とのよりよい連携のために、効果的な資源を見つけて活用することができる。 ・校園間の連携の効果的な取組を工夫して実践することができる。 | ・的確に課題を解決するために、保護者・地域・関係機関と連携を深めることができる。 ・校園間の連携について幅広い視点で企画・実践することができる。 | ・学校力を高めるために、保護者・地域・関係機関の持つ教育力を活用する等連携を深めることができる。 ・相手校園と連絡を密にし、計画的に校園間連携を実践することができる。 | | | |
| | | サ P I D ク ル A | 28 | ・学校教育活動における危機管理とは何か理解している。 | ・危機管理(情報セキュリティを含む)の重要性を理解し、常に意識して学校教育活動を行うことができる。 ・防災・減災教育の意義について理解し、計画に基づいて実践することができる。 | ・危機管理(情報セキュリティを含む)について、常に課題発見の姿勢を持って、学校教育活動を行うことができる。 ・防災・減災教育について、課題意識を持って積極的に実践することができる。 | ・危機管理(情報セキュリティを含む)について、保護者・地域・関係機関からの情報を元に学校教育活動を行うことができる。 ・防災・減災教育について、実践を振り返り、改善することができる。 | ・常に危機管理(情報セキュリティを含む)の視点を持ち、組織の中心になって学校教育活動における危機管理体制の整備ができる。 ・防災・減災教育について豊富な知識を持ち、組織的な実践計画を提案することができる。 | | | |
| | | サ P I D ク ル A | 29 | ・教育におけるPDCAサイクルの重要性やその基本的な枠組みを理解している。 | ・「運営に関する計画」を理解して、PDCAサイクルに基づいた学級経営等の教育活動を実践することができる。 | ・「運営に関する計画」を意識して、PDCAサイクルに基づいた学級経営等の教育活動を、工夫、改善して実践することができる。 | ・「運営に関する計画」を常に意識して、学校の教育課題の解決に向けた取組を、PDCAサイクルに基づいて実践することができる。 | ・学校の教育課題の解決に向けた効果的な取組を、管理職と連携し、PDCAサイクルに基づいて実践することができる。 | | | |

教員としての資質の向上に関する指標 (幼稚園 参考版)

| キャリアステージ | | 0ステージ 大阪府が求める着任時の姿 | | 第1ステージ 初任教員 期 | 第2ステージ 若手教員 期 | 第3ステージ 中堅教員 期 | 第4ステージ 中核・ベテラン教員 期 | |
|------------|---------|-----------------------|---|--|---|--|--|---|
| A 基本的資質 | 法令遵守 | 使命・法令 | 1 | ・社会人としての一般常識を身に付け、守らなければならない法令を理解し、遵守している。 | ・教育公務員の使命と責任を理解し、法令等を遵守し、誠実かつ公正な態度で効率的に職務を遂行することができる。 | ・教育公務員の使命と責任、法令等の遵守や、計画的・効率的な職務遂行の重要性について、園内で積極的に発信することができる。 | ・教育公務員の使命と責任や法令に関する豊富な知識を持ち、計画的・効率的な職務遂行等について園全体として課題を発見し、進んで改善することができる。 | |
| | | 一マナー常識 | 2 | | ・教育公務員として必要なマナー、適切な服装、言葉遣い等、誠実な態度で職務を遂行することができる。 | ・教育公務員としてのマナーや適切な服装、態度等について、園内で積極的に発信することができる。 | ・教育公務員としてのマナーや適切な服装、態度等について模範となり、園全体として課題を発見し、改善することができる。 | |
| | 人権尊重 | 人権課題 | 3 | ・人権に関する基本的な知識等を理解し、人権尊重の態度を身に付けている。 | ・子ども一人ひとりの気持ちや願い、背景を理解して適切に指導することができる。 | ・鋭敏な人権感覚で園の課題を把握し、解決に向けて積極的に教育活動を提案することができる。 | ・人権に関する豊富な知識や情報を持ち、組織として人権尊重の教育を中心となって実践することができる。 | |
| | | 人権教育の推進 | 4 | | ・子ども一人ひとりを尊重するとともに、子どもが豊かな人間関係を形成する集団づくりができる。 | ・子ども一人ひとりを尊重するとともに、人と関わる力を育てる人権尊重の教育を推進するために、幼稚園全体で連携してよりよい集団づくりができる。 | ・子ども一人ひとりを尊重するとともに、思いやる心を育成する園づくりの実現に向けて、地域や関係機関と連携した園内研修を企画・実践することができる。 | |
| | 自己研鑽 | 学び続ける意欲 | 5 | ・主体的に学ぶ姿勢を身に付けている。 | ・園内外の研修を受講する等、主体的に学ぶことにより、自己の課題を分析し、改善することができる。 | ・研修や各種の研究会等に関する情報を収集して、自己の課題にあった研修、研究会等に積極的に参加し、自己の教師力を高めることができる。 | ・研修や各種の研究会等で得た情報や知識を教員同士が互いに共有し、活用するよう働きかけることができる。 | ・学び合い高め合う園づくりに向けて、国や本市の動向を反映した最新の情報等を収集し、園内外での研修会で積極的に発信することができる。 |
| | | 省察する姿勢 | 6 | ・他者からアドバイスを受けることの重要性やその手順等を認識している。 | ・他者からのアドバイスを謙虚に受け止め、改善することができる。 | ・指導力を高めるために、自己の教育実践を積極的に公開し、他者からのアドバイスを活用することができる。 | ・自己の教育実践について省み、課題を分析したキャリアプランを作成する等、積極的に自己研鑽することができる。 | ・園内で自己評価、他者評価の結果を客観的に分析する等、他の教職員が謙虚に課題を改善するよう働きかけ、意識を高めることができる。 |
| B 子ども理解 | 個との関わり | 受容的態度 | 7 | ・子どもに対して愛情を抱いている。 | ・子どもの思いを受け止める姿勢を持って関わり、信頼を得ることができる。 | ・公平かつ受容的・共感的な態度で子どもと関わり、より深い信頼関係を築くことができる。 | ・子ども理解に基づいた子どもとの関わり方について、園内で積極的に発信することができる。 | ・より深い子どもとの関わり方について、模範を示し、園全体で教員の意識を高めることができる。 |
| | | 実態把握 | 8 | ・子どもの生活や健康についての基本的な知識等を理解している。 | ・子どもの生活や健康について情報を集め、適切に指導することができる。 | ・子どもの生活や健康について積極的に情報を収集し、課題を意識して指導することができる。 | ・幅広い視点で子どもを取り巻く状況について情報収集し、他の教員と協働して指導に活かすことができる。 | ・子どもの状況等について経験に基づいた適切な把握ができ、園組織として共有することができる。 |
| | | 個性の伸長 | 9 | ・子ども一人ひとりのよさを見つけようとする姿勢を身に付けている。 | ・子ども一人ひとりの特性や心身の状況をとらえ、よさや可能性を伸ばすことができる。 | ・子ども一人ひとりの特性や心身の状況を多面的にとらえ、園生活の様々な場面においてよさや可能性を伸ばすことができる。 | ・子ども一人ひとりのよさや可能性を伸ばし、活躍できる場の設定を、他の教員とともに企画、実現することができる。 | ・幅広い視点から子ども一人ひとりの特性を伸ばす取組について、園全体として改善・充実することができる。 |
| | 学級経営 | 個に応じた支援 | 10 | ・支援を要する子どもについての基礎的な知識等を理解している。 ・インクルーシブ教育の基本的な考え方を理解している。 | ・支援を要する子どもについてその特性を理解し、適切に支援することができる。 ・支援を要する子どもの実態や保護者の願いを把握し、合理的配慮の観点から踏まえた「個別的教育支援計画」と「個別の指導計画」を作成・活用し、指導・支援することができる。 | ・支援を要する子どもの状況を的確にとらえ、個に応じて適切に支援することができる。 ・支援を要する子どもの実態や保護者の願いを的確にとらえ、合理的配慮の観点から踏まえた「個別的教育支援計画」と「個別の指導計画」を作成・活用し、個に応じた適切な指導・支援をすることができる。 | ・支援を要する子どもの課題を把握し、学年等において機能的な組織づくりができる。 ・「個別的教育支援計画」と「個別の指導計画」に基づき、園内委員会等を開催し、組織的な指導・支援を計画することができる。 | ・外部機関との連携を図り、園全体として支援を要する子どもの個々の実態に応じた適切な指導・支援ができる。 ・園全体でインクルーシブ教育に取り組むことの意義について教員相互の共通理解を深めることができる。 |
| | | グループづくり | 11 | ・学級づくりについて基本的な知識等を理解している。 | ・子どもとの信頼関係を基にして、子ども一人ひとりの思いを大切にすることができる。 | ・子どもとの深い信頼関係を築き、子どもの個性を活かした学級づくりができる。 | ・他の教員とともに学級、学年等で、子ども一人ひとりの自立を促し、相互に認め合う集団づくりができる。 | ・よりよい集団づくりを進めるために、園全体の状況を把握し、課題を発見して、改善することができる。 |
| | | 規範意識の涵養 | 12 | ・園生活におけるきまりや約束の大切さについて理解している。 | ・園生活におけるきまりや約束の大切さについて意識し、指導することができる。 | ・園生活におけるきまりや約束の必要性や大切さを理解し、子ども一人ひとりの実態に応じた適切な指導をすることができる。 | ・園生活におけるきまりや約束の大切さに気付く、守ろうとする気持ちや態度を育むことができる集団の実現に向けて、適切な指導を工夫して実践することができる。 | ・園生活に必要なきまりや約束に気付く、守ろうとするなど、集団生活の中で望ましい習慣や態度を身に付けるための適切な指導を積極的に行うとともに、他の教員への助言や研修の企画をすることができる。 |
| 生活指導 | 生活習慣の形成 | 13 | ・生活習慣の重要性について理解している。 | ・生活に必要な様々な習慣や態度を身に付ける大切さを理解し、意識をもって指導することができる。 | ・生活に必要な様々な習慣や態度を身に付ける必要性や大切さを理解し、他の教員と連携をとりながら、子ども一人ひとりの実態に応じた適切な指導をすることができる。 | ・子どもの実態を多面的に捉えることができ、家庭との連携・協力の重要性や必要性を理解し、他の教員と連携をとりながら、適切な指導を実践することができる。 | ・基本的な生活習慣を身に付けるための適切な指導法や家庭との連携体制の構築の重要性等について、他の教員への指導・助言ことができ、園全体としての指導力を高めることができる。 | |
| | 人間関係の形成 | 14 | ・一人ひとりの子どもが活躍できる集団のよさ、それをつくるための方法論について理解している。 | ・様々な教育活動において、子ども一人ひとりが意欲的に活動できるような環境を設定することができる。 | ・子どもが互いのよさを認め、一緒に過ごすよさを味わえるような環境や指導法を工夫し、自己有用感を育む実践を行うことができる。 | ・様々な集団での望ましい人間関係の形成について効果的な指導ができ、さらに改善しながらよりよい指導法を探究することができる。 | ・望ましい人間関係の形成についてのより効果的な取組を企画・実践し、実践を、園全体に広めることができる。 | |

| キャリアステージ | | | 0ステージ | 第1ステージ | 第2ステージ | 第3ステージ | 第4ステージ | |
|----------|----------|--------|--|--|---|---|---|---|
| | | | 大阪市が求める着任時の姿 | 初任教員 期 | 若手教員 期 | 中堅教員 期 | 中核・ベテラン教員 期 | |
| C | 保育 | 保育デザイン | 指導計画 | 15 ・幼稚園教育要領の領域のねらいや内容を理解している。 | ・幼稚園教育要領に基づき、子どもの実態に応じた指導計画を作成することができる。 | ・活動や活動に望ましい教材について特性を理解し、ねらいを明確にして、学びの芽ばえに効果的な指導計画を作成することができる。 | ・子ども理解や適切な環境構成及び教材の工夫のもと、カリキュラム・マネジメントの視点を持って指導計画を作成することができる。 | ・園の教育目標・課題に応じたカリキュラム・マネジメントの実施について教職員が共通理解できるよう指導・助言することができる。 |
| | | | 環境構成・教材研究 | 16 ・教材研究の基本的な方法を理解している。 | ・子どもの実態を踏まえ興味・関心を高めるとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた環境構成や教材研究を行うことができる。 | ・子どもの発達段階や実態を踏まえ、興味・関心を高め、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた環境構成や教材研究を行うことができる。 | ・「主体的・対話的で深い学び」を実現するための保育実践を探究することができる。 | ・質の高い保育技術や幅広い知識をもち、効果的な指導方法を園内外に広めることができる。 |
| | | | 保育研究・指導改善 | 17 ・保育研究・指導改善に関する基本的な知識等を理解している。 | ・保育研究の重要性を理解し、研究保育を積極的に取り組むことができる。 ・自分の保育を謙虚に振り返るとともに、他の教員の実践を参観して、積極的に指導改善ができる。 | ・子どもの実態や育ちに応じた指導の実現に向けて、研究保育を積極的に行うことができる。 ・自分の保育を客観的に振り返り、他の教員のよいところを取り入れて指導改善ができる。 | ・効果的な指導の実現に向けて、研究保育や公開保育を積極的に行うことができる。 ・他の教員の保育を積極的に参観し、研究協議等で課題を明確にしたり、分析したりすることができる。 | ・研究保育や公開保育において園内外の教員に模範を示して指導・助言することができる。 ・指導改善に向けた組織的な取組や研究が活発になるように働きかけることができる。 |
| | | | 個に応じた指導 | 18 ・個に応じた指導・支援に関する基本的な知識等を理解している。 | ・一人ひとりの子どもの活動状況をとらえ、個に応じた指導・支援を行うことができる。 | ・一人ひとりの子どもの活動状況を的確にとらえ、工夫して個に応じた指導・支援を行うことができる。 | ・子ども理解に基づく個に応じた指導・支援について、より効果的な方法を工夫し、実践することができる。 | ・子ども理解に基づく個に応じた指導・支援について、園全体としての共通理解を深めながら実践することができる。 ・管理職と連携しながら小学校教育との円滑な接続を図り、指導・支援の方法や子どもの姿等を小学校の教員と共有するなど、個に応じた指導・支援の理解につなげることができる。 |
| | | | 幼児理解評価 | 19 ・幼児理解に基づいた評価について理解している。 | ・幼児理解に基づいた評価の考え方を理解し、指導の過程を振り返り、幼児の理解を進めることができる。 | ・幼児理解に基づいた評価の考え方を理解し、子ども一人ひとりの発達に基づき、よさや可能性等を生かした指導とその振り返りを行い、指導の改善に生かすことができる。 | ・幼児理解に基づいた評価の考え方を十分理解し、適切に指導の振り返りや改善を行うとともに、実践に基づいた適切な評価や指導方法を園内で発信することができる。 | ・評価について幅広い知識を持ち、見直しや改善に関する研修会等を企画・実施するとともに、教職員間や小学校等に、その内容を適切に引き継ぐなど、組織的かつ計画的な取組を推進することができる。 |
| | | 保育実践 | 20 ・子どもの思いや考えを引き出すことの重要性やそれを実現するための方法を理解している。 | ・子どもの思いや考えを引き出す言葉かけを工夫した保育を実践することができる。 | ・子どもの思いや考えを引き出す言葉かけや、自分なりの表現ができる活動を意識した保育を実践することができる。 | ・子どもが様々な思いを巡らせることができるような言葉かけや、表現することが楽しくなるような保育を実践することができる。 | ・子どもが、様々な思いを巡らせることができるような言葉かけや、表現することが楽しくなるような保育の模範を示し、園全体で実践できるよう、教員の意識を高めることができる。 | |
| D | 組織の運営と参画 | 協働 | コミュニケーション | 21 ・教職員間のコミュニケーションの大切さを理解し、それを実践しようとする態度を有している。 | ・常に、教職員間でのコミュニケーションを大切にし、信頼関係を築くことができる。 | ・教職員間で積極的にコミュニケーションをとり、より深い信頼関係を築くことができる。 | ・教職員同士が常にコミュニケーションが図れるよう中心になって取り組み、明るい職場環境をつくることができる。 | ・教職員同士が常に連携することができるよう中心になって取り組み、風通しのよい職場環境をつくることができる。 |
| | | | 情報共有 | 22 ・教職員間の情報共有の大切さを理解している。 | ・子どもや保護者に関する課題等への対応や相談について、一人で抱え込まず、報告・連絡・相談することができる。 | ・子どもや保護者に関する課題等への対応や相談について、学年や関係教職員と連携して取り組むために、必要な情報を共有することができる。 | ・子どもや保護者に関する課題等への適切な対応や相談について、教職員間で幅広く必要な情報等を共有することができる。 | ・園全体として課題解決に向けて、多方面からのより多くの情報等を教職員間で共有することができる。 |
| | | | 協働意識 | 23 ・教職員で協働して取り組むことの大切さや特にそれが求められる場面を理解している。 | ・様々な教育活動を、他の教職員と協働して行うことができる。 | ・他の教職員からの意見や提案を積極的に受け止め、校務分掌等に協働して関わることができる。 | ・教職員間で積極的に協働するための課題に気づき、改善することができる。 | ・教職員全体の状況を意識し、管理職とともに一人ひとりの教職員の能力や特性を活かした協働的な組織づくりができる。 |
| | | 幼稚園運営 | 地域連携・保護者 | 24 ・保護者・地域との連携の重要性を理解している。 | ・保護者・地域・関係機関との連携の意義を理解し、適切に連携することができる。 ・幼小連携の重要性について理解し、実践することができる。 | ・保護者・地域・関係機関とのよりよい連携のために、効果的な資源を見つけて活用することができる。 ・幼小連携の効果的な取組を工夫して実践することができる。 | ・的確に課題を解決するために、保護者・地域・関係機関と連携を深めることができる。 ・幼小連携について幅広い視点で企画・実践することができる。 | ・園の組織力を高めるために、保護者・地域・関係機関の持つ教育力を活用する等連携を深めることができる。 ・相手校園と連絡を密にし、計画的に幼小連携を実践することができる。 |
| | | | 危機管理・安全 | 25 ・教育活動における危機管理とは何か理解している。 | ・危機管理の重要性を理解し、常に意識して教育活動を行うことができる。 ・防災・減災教育の意義について理解し、計画に基づいて実践することができる。 | ・危機管理について、常に課題発見の姿勢を持って教育活動を行うことができる。 ・防災・減災教育について、課題意識を持って積極的に実践することができる。 | ・危機管理について、保護者・地域・関係機関からの情報を元に教育活動を行うことができる。 ・防災・減災教育について、実践を振り返り、改善することができる。 | ・常に危機管理の視点を持ち、組織の中心になって教育活動における危機管理体制の整備ができる。 ・防災・減災教育について豊富な知識を持ち、組織的な実践計画を提案することができる。 |
| | | PDCA | 26 ・教育におけるPDCAサイクルの重要性やその基本的な枠組みを理解している。 | ・「運営に関する計画」を理解して、PDCAサイクルに基づいた学級経営等の教育活動を実践することができる。 | ・「運営に関する計画」を意識して、PDCAサイクルに基づいた学級経営等の教育活動を、工夫、改善して実践することができる。 | ・「運営に関する計画」を常に意識して、園の教育課題の解決に向けた取組を、PDCAサイクルに基づいて実践することができる。 | ・園の教育課題の解決に向けた効果的な取組を、管理職と連携し、PDCAサイクルに基づいて実践することができる。 | |

教員としての資質の向上に関する指標(養護教諭)

| キャリアステージ | | | 0ステージ | 第1ステージ | 第2ステージ | 第3ステージ | 第4ステージ | |
|---------------|--------|---------|--------------|---|---|--|---|--|
| | | | 大阪市が求める着任時の姿 | 初任教員 期 | 若手教員 期 | 中堅教員 期 | 中核・ベテラン教員 期 | |
| A 基本的資質 | 法令遵守 | 使命・法令 | 1 | ・社会人としての一般常識を身に付け、守らなければならない法令を理解し、遵守している。 | ・教育公務員の使命と責任を理解し、法令等を遵守し、誠実かつ公正な態度で効率的に職務を遂行することができる。 | ・教育公務員の使命と責任、法令等の遵守や、計画的・効率的な職務遂行の重要性について、校内で積極的に発信することができる。 | ・教育公務員の使命と責任や法令に関する豊富な知識を持ち、計画的・効率的な職務遂行等について学校全体として課題を発見し、進んで改善することができる。 | |
| | | 一般常識 | 2 | | ・教育公務員として必要なマナー、適切な服装、言葉遣い等、誠実な態度で職務を遂行することができる。 | ・教育公務員としてのマナーや適切な服装、態度等について、校内で積極的に発信することができる。 | ・教育公務員としてのマナーや適切な服装、態度等について模範となり、学校全体として課題を発見し、改善することができる。 | |
| | 人権尊重 | 人権課題 | 3 | | ・子ども一人ひとりの気持ちや願い、背景を理解して適切に指導することができる。 | ・鋭敏な人権感覚で学校の課題を把握し、解決に向けて積極的に教育活動を提案することができる。 | ・人権に関する豊富な知識や情報を持ち、学校組織として人権尊重の教育を中心となって実践することができる。 | |
| | | 人権教育の推進 | 4 | ・人権に関する基本的な知識等を理解し、人権尊重の態度を身に付けている。 | ・子ども一人ひとりを尊重するとともに、いじめや暴力行為のない豊かな人間関係を形成する集団づくりができる。 | ・子ども一人ひとりを尊重するとともに、いじめや暴力行為のない人権尊重の教育を推進するために、学校全体で連携してよりよい集団づくりができる。 | ・子ども一人ひとりを尊重するとともに、思いやる心を育成する学校づくりの実現に向けて、地域や関係機関と連携した校内研修を企画・実践することができる。 | |
| | 自己研鑽 | 学び続ける意欲 | 5 | ・主体的に学ぶ姿勢を身に付けている。 | ・校外での研修を受講する等、主体的に学ぶことにより、自己の課題を分析し、改善することができる。 | ・研修や各種の研究会等に関する情報を収集して、自己の課題にあった研修、研究会等に積極的に参加し、自己の教師力を高めることができる。 | ・研修や各種の研究会等で得た情報や知識を教員同士が互いに共有し、活用するよう働きかけることができる。 | ・学び合い高め合う学校づくりに向けて、国や本市の動向を反映した最新の情報を収集し、校外での研修会で積極的に発信することができる。 |
| | | 省察する姿勢 | 6 | ・他者からアドバイスを受けることの重要性やその手順等を認識している。 | ・他者からのアドバイスを謙虚に受け止め、改善することができる。 | ・指導力を高めるために、自己の教育実践を積極的に公開し、他者からのアドバイスを活用することができる。 | ・自己の教育実践について省み、課題を分析したキャリアプランを作成する等、積極的に自己研鑽することができる。 | ・校内で自己評価、他者評価の結果を客観的に分析する等、他の教職員が謙虚に課題を改善するよう働きかけ、意識を高めることができる。 |
| B 子ども理解 | 個との関わり | 受容的態度 | 7 | ・子どもに対して愛情を抱いている。 | ・カウンセリングマインドを持って子どもと関わり、信頼を得ることができる。 | ・公平かつ受容的・共感的な態度で子どもと関わり、より深い信頼関係を築くことができる。 | ・より深い子どもとの関わり方について、模範を示し、学校全体で教員の意識を高めることができる。 | |
| | | 実態把握 | 8 | ・子どもの生活や健康についての基本的な知識等を理解している。 | ・子どもの生活や健康について情報を集め、適切に指導することができる。 | ・子どもの生活や健康について積極的に情報を収集し、課題を意識して指導することができる。 | ・幅広い視点で子どもを取り巻く状況について情報収集し、他の教員と協働して指導に活かすことができる。 | |
| | | 個性の伸長 | 9 | ・子ども一人ひとりのよさを見つけようとする姿勢を身に付けている。 | ・子ども一人ひとりの特性や心身の状況をとらえ、よさや可能性を伸ばすことができる。 ・子どもの思いやニーズを踏まえた進路指導及びキャリア教育を行うことができる。 | ・子ども一人ひとりの特性や心身の状況を多面的にとらえ、学校生活の様々な場面においてよさや可能性を伸ばすことができる。 | ・幅広い視点から子ども一人ひとりの特性を伸ばす取組について、学校全体として改善・充実することができる。 | |
| | | 個に応じた支援 | 10 | ・支援を要する子どもについての基礎的な知識等を理解している。 ・インクルーシブ教育の基本的な考え方を理解している。 | ・支援を要する子どもについてその特性を理解し、適切に支援することができる。 ・障がいのある子どもの実態や保護者の願いを把握し、合理的配慮の観点から踏まえた「個別的教育支援計画」と「個別の指導計画」を作成・活用し、指導・支援することができる。 | ・支援を要する子どもの状況を的確にとらえ、個に応じて適切に支援することができる。 ・障がいのある子どもの実態や保護者の願いを的確にとらえ、合理的配慮の観点から踏まえた「個別的教育支援計画」と「個別の指導計画」を作成・活用し、個に応じた適切な指導・支援をすることができる。 | ・外部機関との連携を図り、学校全体として支援を要する子どもの個々の実態に応じた適切な指導・支援ができる。 ・学校全体でインクルーシブ教育に取り組むことの意義について教員相互の共通理解を深めることができる。 | |
| | 生活指導 | 問題行動 | 11 | ・子どもの問題行動についての基本的な知識等を理解し、それに応じるための基本的なスキルを有している。 | ・子どもの問題行動の事実を把握し、早期発見・早期対応することができる。 ・情報モラルに関する基本的な知識を理解し、指導することができる。 | ・子どもの状況を把握し、様々な問題行動に対してその背景や原因も意識しながら、他の教員と連携して適切に指導することができる。 | ・子どもの問題行動の背景や原因を多面的にとらえ、迅速に解決するための学年等での取組を実践することができる。 | ・子どもの問題行動に関する多様な事例や関係機関との連携についての知識を持ち、学校全体としての生活指導力を高めることができる。 |
| | | 人間関係の形成 | 12 | ・一人ひとりの子どもが活躍できる集団のよさ、それを創るための方法論について理解している。 | ・様々な教育活動において、子ども一人ひとりが活躍できる場を設定することができる。 | ・子どもが互いのよさを認め、高め合うことの大切さを実感できる場を設定し、自己有用感を育む実践を行うことができる。 | ・様々な集団でのよい人間関係の形成について効果的な指導ができ、さらに改善しながらよりよい指導法を探究することができる。 | ・よい人間関係の形成についてのより効果的な実践を、学校全体に広めることができる。 |
| C 養護教諭の専門性 | 保健室経営 | 保健室経営 | 13 | ・養護教諭の役割と職務内容、保健室の機能について理解している。 ・健康に関する個人情報に適切に管理することができる。 | ・保健室を整理整頓し、子どもや保護者、教職員が来室しやすい保健室づくりができる。 ・子どもが保健室へ来室した際、カウンセリングマインドを持って思いを受けとめ、心身の観察をしながら課題を把握することができる。 | ・子どもの発達段階との関連を踏まえて保健室の機能を十分に活用し、子どもの心身の課題の分析、解決に向けて、養護教諭の専門性を活かして支援することができる。 | ・現代的な健康課題との関連を踏まえて、日頃から必要な資料や情報の収集、整理を行い、教職員・保護者や地域と連携した組織的な支援を行うことができる。 | |
| | 健康相談 | 健康相談 | 14 | ・子どもの現代的な健康課題について基本的な内容を理解している。 | ・健康観察・保健室利用状況等から子どもの健康課題を早期発見し、管理職や他の教職員と情報を共有し、保護者と連携することにより、子どもが生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力を育成するという視点で、健康相談を行うことができる。 | ・子どもが生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力を育成するという視点で、健康相談を行う中で、校内委員会等の組織を活用することができる。 | ・子どもが生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力を育成するために、コーディネーター的役割を果たし、校内委員会等で、支援方針・支援方法等について、評価、再検討し専門的な立場から助言ができる。 | |

| キャリアステージ | | | 0ステージ | 第1ステージ | 第2ステージ | 第3ステージ | 第4ステージ | |
|----------|------|------------|--------------|--|--|---|---|---|
| | | | 大阪市が求める着任時の姿 | 初任教員 期 | 若手教員 期 | 中堅教員 期 | 中核・ベテラン教員 期 | |
| C | 保健管理 | 健康診断 | 15 | ・健康診断の目的と役割を理解している。 ・健康診断の実実施計画を企画・立案し、適切に実施することができる。 ・事前指導、事後措置を計画的に実施することができる。 | ・健康診断の結果を保健管理や個別の保健指導に活用し、保護者と連携して課題解決に取り組むことができる。 ・健康診断実施後に自己評価・他者評価を行い、次年度の計画に活かすことができる。 | ・健康診断の結果を教職員で情報共有し、事後措置等、子どもの健康課題解決に向けた取組を企画し、計画的に実施することができる。 | ・健康診断の結果を総合的に評価して、集団及び個別の健康課題を把握し、その解決に向けて、組織的な取組を実践することができる。 | |
| | | 救急処置 | 16 | ・救急処置の基本的内容について理解している。 | ・救急処置を適切に行うことができる。 ・アナフィラキシー症状や心臓疾患等、緊急性が高い疾患について、適切な対応ができる。 | ・地域の医療機関の情報を把握し、受診の必要性を的確に判断し、救急処置について適切に行うことができる。 | ・救急処置に関する医学的知識と技術を深め、校内の体制を整え、緊急時に連携して適切に対応することができる。 | |
| | | 疾病の予防管理 | 17 | ・疾病の管理と予防、感染症についての基本的知識と予防方法について理解している。 | ・健康上支援が必要な子どもの疾病等について、教職員と情報共有し、適切に管理を行うことができる。 ・学級担任と協力して、健康観察と欠席調査を実施することができる。 ・感染症の発生時に、管理職と相談し、適切に措置を実施することができる。 | ・食物アレルギーや運動制限のある慢性疾患等について、教職員に周知するための校内研修等を企画することができる。 ・感染症の予防を日常的に努め、感染症の発生時には、迅速に措置を行うことができる。 | ・疾病管理について、関係機関と連携し、適切な措置を行うことができる。 ・学校等欠席者・感染症情報システム等を活用し、地域の感染症の流行状況を把握し、予防対策について、校内で適切に指導・助言することができる。 | ・慢性疾患を持つ子どもへの教育的支援と感染症の対応について、教職員に専門的な立場から指導・助言することができる。 |
| | | 学校衛生環境 | 18 | ・安全・安心な環境衛生の大切さについて理解している。 | ・安全・安心な学習環境と適切な環境衛生の維持について、全教職員の共通理解を得ることができる。 | ・学校薬剤師と連携し、適切な環境衛生を維持するとともに、日常的な点検を教職員と協力して行うことができる。 ・結果について評価し、校内組織で情報共有することができる。 | ・日常的な点検の内容を教職員と共有し、適切な環境衛生を維持するとともに、課題のある場合は改善することができる。 ・子どもが、環境衛生について関心を持ち、適切な行動を選択できるよう指導することができる。 | ・適切な環境衛生を維持し、課題を改善するために、学校組織全体で取り組めるよう、教職員に効果的な指導・助言を行うことができる。 |
| | 保健教育 | 専門性を活かした指導 | 19 | ・学習指導要領の教科等の目標や内容を理解している。 ・ICT等を活用した授業づくりに関する基本的な知識等を理解している。 | ・学習指導要領に基づき、学習内容の系統性や各学年のつながりについて把握することができる。 ・ICT等を活用した授業づくりができる。 | ・学級担任や学年主任等と連携し、養護教諭の専門性を活かした保健教育を実施することができる。 ・ICT等を効果的に活用した授業づくりができる。 | ・子どもの実態に応じた保健教育の計画の策定に参画し、評価、改善するなど、効果的に実践することができる。 ・ICT等を活用した事例の資料を収集し、より効果的に活用した授業づくりを広めることができる。 | ・学校の教育目標・課題に応じた保健教育のカリキュラム・マネジメントの実施について、教職員が共通理解できるよう指導・助言することができる。 |
| | | 教材研究 | 20 | ・教材研究の基本的な方法を理解している。 | ・子どもの興味・関心を高めるとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた教材研究を行うことができる。 | ・子どもの発達段階や習熟度を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた教材研究を行うことができる。 | ・「主体的・対話的で深い学び」をより効果的に実現するための授業づくりについて探究することができる。 | ・授業づくりに関する幅広い知識を持ち、効果的な指導方法を校内外に広めることができる。 |
| | | 考えを表現する | 21 | ・子どもの考えを引き出すことの重要性やそれを実現するための方法を理解している。 | ・子どもの考えを引き出す発問を工夫した授業を実践することができる。 | ・子どもの考えを引き出す発問や、積極的な表現活動を意識した授業を実践することができる。 | ・子どもの多面的・多角的な考えを引き出す発問や、適切な表現活動を工夫した授業を実践することができる。 | ・子どもの考えを引き出す発問や、表現活動を工夫した授業の模範を示し、学校全体で実践できるよう、教員の意識を高めることができる。 |
| | 授業実践 | 話し合う | 22 | ・子どもが協働的に学習することの意義やそのための適切なスキルについて理解している。 | ・子どもが協働的に学習する授業を行うための適切なスキルを身に付け、授業を実践することができる。 | ・子どもの学習状況を把握し、多様な学習形態を取り入れながらより協働的な授業を効果的に実践することができる。 | ・協働的な学習についての効果的な指導の工夫をするとともに、授業展開のモデルとなる授業実践等を積極的に公開することができる。 | ・協働的な学習についての効果的な指導方法の模範を示し、その工夫・改善ができるよう教員の意識を高めることができる。 |
| | | め返る学び | 23 | ・子どもがめあてを持ち、学びを振り返る意義とそれを実行するための基本的な方法について理解している。 | ・子どもがめあてを明確に持ち、めあてを振り返る場面を設定した授業を実践することができる。 | ・子どもが学びを実感し、学習が定着するような授業展開を工夫して実践することができる。 | ・子どもが学びを実感し、学習が定着するような授業展開を研究し、より効果的な指導方法を積極的に公開することができる。 | ・子どもが学びを実感し、学習が定着するような授業展開についての模範を示し、学校全体でより効果的な指導方法を構築できるよう、教員の意識を高めることができる。 |
| | | コミュニケーション | 24 | ・教職員間のコミュニケーションの大切さを理解し、それを実践しようとする態度を有している。 | ・常に、教職員間でのコミュニケーションを大切にし、信頼関係を築くことができる。 | ・教職員間で積極的にコミュニケーションをとり、より深い信頼関係を築くことができる。 | ・教職員同士が常にコミュニケーションが図れるよう中心になって取り組み、明るい職場環境をつくることができる。 | ・教職員同士が常に連携することができるよう中心になって取り組み、風通しのよい職場環境をつくることができる。 |
| | D | 組織の運営と参画 | 情報共有 | 25 | ・教職員間の情報共有の大切さを理解している。 | ・子どもや保護者に関する課題等への対応や相談について、一人で抱え込まず、報告・連絡・相談することができる。 | ・子どもや保護者に関する課題等への対応や相談について、学年や関係教職員と連携して取り組むために、必要な情報を共有することができる。 | ・子どもや保護者に関する課題等への適切な対応や相談について、教職員間で幅広く必要な情報を共有することができる。 |
| | | | 協働意識 | 26 | ・教職員で協働して取り組むことの大切さや特にそれが求められる場面を理解している。 | ・様々な教育活動を、他の教職員と協働して行うことができる。 | ・他の教職員からの意見や提案を積極的に受け止め、校務分掌等に協働して関わることができる。 | ・教職員間で積極的に協働するための課題に気付き、改善することができる。 |
| 活動校と保健連携 | | | 27 | ・保護者・地域との連携の重要性を理解している。 | ・保健組織活動の意義を理解し、保護者・地域と連携した学校保健計画の立案に、専門的な立場から参画することができる。 ・校園間の連携の重要性について理解し、実践することができる。 | ・保護者・地域・関係機関と連携し、保健主事と協力して学校保健委員会の企画・運営に参画することができる。 ・校園間の連携について効果的な取組を工夫して実践することができる。 | ・学校保健委員会において、保護者・地域と連携して、子どもの現代的な健康課題を解決し、健康づくりに取り組むために、専門的な立場で参画することができる。 ・校園間の連携について幅広い視点で企画・実践することができる。 | ・学校全体で保護者・地域・関係機関と適切に連携・協力するとともに、それらの持つ教育力を取り込み、学校力を高めるための様々な取組を提案し、中心となって実践できる。 ・校園間の連携について、地域レベルでの健康づくりを中心にして計画的に実施することができる。 |
| 学校運営 | | 危機・安全管理 | 28 | ・学校教育活動における危機管理とは何か理解している。 | ・危機管理の重要性を理解し、常に意識して学校教育活動を行うことができる。 ・防災・減災教育の意義について理解し、計画に基づいて実践することができる。 | ・危機管理について、常に課題発見の姿勢を持って、学校教育活動を行うことができる。 ・防災・減災教育について、課題意識を持って積極的に実践することができる。 | ・危機管理について、保護者・地域・関係機関からの情報を元に学校教育活動を行うことができる。 ・防災・減災教育について、実践を振り返り、改善することができる。 | ・常に危機管理の視点を持ち、組織の中心になって学校教育活動における危機管理体制の整備ができる。 ・防災・減災教育について豊富な知識を持ち、組織的な実践計画を提案することができる。 |
| | | PDCA | 29 | ・学校組織運営や校務分掌について理解している。 ・教育や保健室経営におけるPDCAサイクルの重要性や基本的な枠組みを理解している。 | ・運営に関する計画を理解し、「保健室経営計画」を立案し、PDCAサイクルに基づいた保健室経営等の教育活動を実践することができる。 | ・運営に関する計画「保健室経営計画」を意識して、PDCAサイクルに基づいた保健室経営等の教育活動を工夫・改善して実践することができる。 ・「保健室経営計画」について、自己評価・他者評価を行うことができる。 | ・「運営に関する計画」「保健室経営計画」を常に意識して、学校の教育課題の解決に向けた取組を、PDCAサイクルに基づいて実践することができる。 ・「保健室経営計画」について、自己評価・他者評価を行い、改善することができる。 | ・学校の教育課題の解決に向けた効果的な取組を、管理職と連携し、PDCAサイクルに基づいて実践することができる。 ・学校運営のビジョンに立った、課題解決型の保健室経営をマネジメントできる。 |

教員としての資質の向上に関する指標(栄養教諭)

| キャリアステージ | | | 0 ステージ | 第1 ステージ | 第2 ステージ | 第3 ステージ | 第4 ステージ | |
|----------|--------|---------|--------------|--|--|---|--|---|
| | | | 大阪市が求める着任時の姿 | 初任教員 期 | 若手教員 期 | 中堅教員 期 | 中核・ベテラン教員 期 | |
| A | 基本的資質 | 法令遵守 | 1 | ・社会人としての一般常識を身に付け、守らなければならない法令を理解し、遵守している。 | ・教育公務員の使命と責任を理解し、法令等を遵守し、誠実かつ公正な態度で効率的に職務を遂行することができる。 | ・教育公務員の使命と責任、法令等の遵守や、計画的・効率的な職務遂行の重要性について、校内で積極的に発信することができる。 | ・教育公務員の使命と責任や法令に関する豊富な知識を持ち、計画的・効率的な職務遂行等について学校全体として課題を発見し、進んで改善することができる。 | |
| | | 一般常識 | 2 | ・教育公務員として必要なマナー、適切な服装、言葉遣い等、誠実な態度で職務を遂行することができる。 | ・教育公務員としてのマナーや適切な服装、態度等について、校内で積極的に発信することができる。 | ・教育公務員としてのマナーや適切な服装、態度等について模範となり、学校全体として課題を発見し、改善することができる。 | | |
| | 人権尊重 | 人権課題 | 3 | ・子ども一人ひとりの気持ちや願い、背景を理解して適切に指導することができる。 | ・子ども一人ひとりの気持ちや願い、背景を理解して適切に指導することができる。 | ・鋭敏な人権感覚で学校の課題を把握し、解決に向けて積極的に教育活動を提案することができる。 | ・人権に関する豊富な知識や情報を持ち、学校組織として人権尊重の教育を中心となって実践することができる。 | |
| | | 人権教育の推進 | 4 | ・子ども一人ひとりを尊重するとともに、いじめや暴力行為のない豊かな人間関係を形成する集団づくりができる。 | ・子ども一人ひとりを尊重するとともに、いじめや暴力行為のない豊かな人間関係を形成する集団づくりができる。 | ・子ども一人ひとりを尊重するとともに、いじめや暴力行為のない人権尊重の教育を推進するために、学校全体で連携してよりよい集団づくりができる。 | ・子ども一人ひとりを尊重するとともに、思いやる心を育成する学校づくりの実現に向けて、地域や関係機関と連携した校内研修を企画・実践することができる。 | |
| | 自己研鑽 | 学び続ける意欲 | 5 | ・主体的に学ぶ姿勢を身に付けている。 | ・校内外の研修を受講する等、主体的に学ぶことにより、自己の課題を分析し、改善することができる。 | ・研修や各種の研究会等に関する情報を収集して、自己の課題にあった研修、研究会等に積極的に参加し、自己の教師力を高めることができる。 | ・研修や各種の研究会等で得た情報や知識を教員同士が互いに共有し、活用するよう働きかけることができる。 | ・学び合い高め合う学校づくりに向けて、国や本市の動向を反映した最新の情報等を収集し、校内外での研修会で積極的に発信することができる。 |
| | | 省察する姿勢 | 6 | ・他者からアドバイスを受けることの重要性やその手順等を認識している。 | ・他者からのアドバイスを謙虚に受け止め、改善することができる。 | ・指導力を高めるために、自己の教育実践を積極的に公開し、他者からのアドバイスを活用することができる。 | ・自己の教育実践について省み、課題を分析したキャリアプランを作成する等、積極的に自己研鑽することができる。 | ・校内で自己評価、他者評価の結果を客観的に分析する等、他の教職員が謙虚に課題を改善するよう働きかけ、意識を高めることができる。 |
| B | 子どもの理解 | 受容的態度 | 7 | ・子どもに対して愛情を抱いている。 | ・カウンセリングマインドを持って子どもと関わり、信頼を得ることができる。 | ・公平かつ受容的・共感的な態度で子どもと関わり、より深い信頼関係を築くことができる。 | ・子ども理解に基づいた子どもとの関わり方について、校内で積極的に発信することができる。 | ・より深い子どもとの関わり方について、模範を示し、学校全体で教員の意識を高めることができる。 |
| | | 実態把握 | 8 | ・子どもの生活や健康についての基本的な知識等を理解している。 | ・子どもの食生活等に関わる実態や生活や健康についての情報を基に、適切に食に関する指導や学校給食管理に活かすことができる。 | ・子どもの食生活等に関わる実態把握や生活や健康についての情報収集を積極的に行い、課題を意識して、食に関する指導や学校給食管理に活かすことができる。 | ・幅広い視点で子どもを取り巻く状況について実態把握や情報収集し、他の教職員と協働して食に関する指導や学校給食管理に活かすことができる。 | ・子どもの状況等について経験に基づいた適切な把握ができ、学校組織として共有することができる。 ・地域や関係機関と連携して、子どもの食生活等の課題の解決に向け、効果的な実践を広めることができる。 |
| | | 個性の伸長 | 9 | ・子ども一人ひとりのよさを見つけようとする姿勢を身に付けている。 | ・子ども一人ひとりの特性や心身の状況をとらえ、よさや可能性を伸ばすことができる。 ・子どもの思いやニーズを踏まえた進路指導及びキャリア教育を行うことができる。 | ・子ども一人ひとりの特性や心身の状況を多面的にとらえ、学校生活の様々な場面においてよさや可能性を伸ばすことができる。 | ・子ども一人ひとりのよさや可能性を伸ばし、活躍できる場の設定を、他の教員とともに企画、実現することができる。 ・子どもの思いやニーズに合った進路指導及びキャリア教育の取組を企画し、中心となって運営することができる。 | ・幅広い視点から子ども一人ひとりの特性を伸ばす取組について、学校全体として改善・充実することができる。 |
| | | 個に応じた支援 | 10 | ・支援を要する子どもについての基礎的な知識等を理解している。 ・インクルーシブ教育の基本的な考え方を理解している。 | ・支援を要する子どもについてその特性を理解し、適切に支援することができる。 ・障がいのある子どもの実態や保護者の願いを把握し、合理的配慮の視点を踏まえた「個別的教育支援計画」と「個別の指導計画」を作成・活用し、指導・支援することができる。 | ・支援を要する子どもの状況を的確にとらえ、個に応じて適切に支援することができる。 ・障がいのある子どもの実態や保護者の願いを的確にとらえ、合理的配慮の視点を踏まえた「個別的教育支援計画」と「個別の指導計画」を作成・活用し、個に応じた適切な指導・支援をすることができる。 | ・支援を要する子どもの課題を把握し、学年等において機能的な組織づくりができる。 ・「個別的教育支援計画」と「個別の指導計画」に基づき、校内委員会等を開催し、組織的な指導・支援を計画することができる。 | ・外部機関との連携を図り、学校全体として支援を要する子どもの個々の実態に応じた適切な指導・支援ができる。 ・学校全体でインクルーシブ教育に取り組むことの意義について教員相互の共通理解を深めることができる。 |
| | 生活指導 | 問題行動 | 11 | ・子どもの問題行動についての基本的な知識等を理解し、それに応じるための基本的なスキルを有している。 | ・子どもの問題行動の事実を把握し、早期発見・早期対応することができる。 ・情報モラルに関する基本的な知識を理解し、指導することができる。 | ・子どもの状況を把握し、様々な問題行動に対してその背景や原因も意識しながら、他の教員と連携して適切に指導することができる。 | ・子どもの問題行動の背景や原因を多面的にとらえ、迅速に解決するための学年等での取組を実践することができる。 | ・子どもの問題行動に関する多様な事例や関係機関との連携についての知識を持ち、学校全体としての生活指導力を高めることができる。 |
| | | 人間関係の形成 | 12 | ・一人ひとりの子どもが活躍できる集団のよさ、それをつくるための方法論について理解している。 | ・様々な教育活動において、子ども一人ひとりが活躍できる場を設定することができる。 | ・子どもが互いのよさを認め、高め合うことの大切さを実感できる場を設定し、自己有用感を育む実践を行うことができる。 | ・様々な集団でのよい人間関係の形成について効果的な指導ができ、さらに改善しながらよりよい指導法を探究することができる。 | ・よい人間関係の形成についてのより効果的な実践を、学校全体に広めることができる。 |
| | | 安全・安心 | 13 | ・安全で安心できる環境の大切さについて理解している。 | ・いじめ、暴力行為、不登校がなく、子どもが安心して学校生活を送る環境を整えることができる。 | ・子どもにとって安全で安心な環境を維持するとともに、さらに適切な環境へ改善することができる。 | ・子どもにとって安全で安心な環境の実現に向けた校内の課題に気付き、他の教職員と連携して、改善することができる。 | ・子どもにとって安全で安心な環境の実現に関する取組を、学校組織全体で計画的に実践することができる。 |

| キャリアステージ | | | 0 ステージ 大阪市が求める着任時の姿 | 第1ステージ 初任教員 期 | 第2ステージ 若手教員 期 | 第3ステージ 中堅教員 期 | 第4ステージ 中核・ベテラン教員 期 |
|---------------|---------------|--|---|--|--|---|--|
| C 栄養教諭の専門性 | 学校給食の管理 | 栄養管理 | 14 | ・栄養管理について基本的な内容を理解している。 ・「学校給食実施基準」や「学校給食標準献立」の内容を理解し、献立を作成することができる。 ・学校給食の調理や配食等について、情報提供することができる。 | ・学校給食の課題に即した情報を収集・活用し、献立を作成することができる。 ・学校給食の調理や配食等について、適切に情報提供や指導・助言することができる。 | ・学校給食に関する専門的知識を活かして、献立を作成することができる。 ・献立の充実に向けて、年間計画の策定、食材選定、献立開発等に関わり、工夫・改善することができる。 | ・学校給食に関する高度な専門的知識を活かして、献立を作成することができる。 ・献立作成全般に関り、改善・充実させるとともに、学校給食について、助言することができる。 |
| | | 衛生管理 | 15 | ・衛生管理について基本的な内容を理解している。 ・「学校給食衛生管理基準」や「大阪市の給食調理・衛生管理マニュアル」に基づき、学校給食施設・設備の改善及び衛生管理が実施できるよう助言することができる。 | ・学校給食施設・設備の改善及び衛生管理が適切に実施できているか日常点検し、助言することができる。 | ・学校給食施設・設備の改善及び衛生管理について、課題解決に向けて、工夫・改善することができる。 | ・学校給食施設・設備の改善及び衛生管理について、他校からの相談に適切に助言することができる。 |
| | | 給食指導の時間の | 16 | ・給食の時間における食に関する指導の基本的な内容を理解している。 ・学校給食を生きた教材とし、食品の産地や栄養的な特徴等について資料提供や直接的な指導をすることができる。 ・教科等で学習した内容について、学校給食を通して確認させることができる。 | ・食に関する指導の年間指導計画をもとに、資料提供や直接的な指導をすることができる。 ・教科等で学習した内容について、学校給食を通して定着させることができる。 | ・他校に食に関する指導の資料等を提供することができる。 ・子どもの状況を把握し、学級担任と連携し、その後の指導に活かすことができる。 | ・食に関する指導について他校からの相談に適切に助言することができる。 ・子どもの状況をふまえ、効果的な課題解決方法を積極的に発信することができる。 |
| | 食に関する指導 | 教科等の | 17 | ・教科等における食に関する指導の基本的な内容を理解している。 ・ICT等を活用した授業づくりに関する基本的な知識等を理解している。 ・学習指導要領や「食に関する指導の手引き」に基づき、教科等における食に関する指導について、学級担任・教科担任と連携し、授業参画することができる。 ・ICT等を活用した授業づくりができる。 | ・子どもの発達段階や習熟度を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた教材研究を行うことができる。 ・教科等における食に関する指導について、学級担任・教科担任と連携し、積極的に授業参画することができる。 ・ICT等を効果的に活用した授業づくりができる。 | ・「主体的・対話的で深い学び」をより効果的に実現するための授業づくりについて探究することができる。 ・食に関する指導について、他の教職員に適切に助言することができる。 ・ICT等を活用した事例等の資料を収集し、より効果的に活用した授業づくりを広めることができる。 | ・効果的な指導方法を校内外の教員に模範を示して指導・助言することができる。 ・授業改善に向けた組織的な取組や研究が活発になるように働きかけることができる。 |
| | | 相個別指導 | 18 | ・個別的な相談指導における基本的な内容を理解している。 ・「食に関する指導の手引き」や「食物アレルギー対応指針」等の内容を理解し、食に関する健康課題を有する子どもやその保護者に対し、相談指導することができる。 ・食物アレルギー等について、必要に応じて学校医等と連携し、課題を解決することができる。 | ・食に関する健康課題について、組織的な対応ができる様に校内体制を整備し、適切な相談指導をすることができる。 ・食物アレルギー等について、教職員間で共通理解するために、資料を提供したり、校内研修の場で、専門的に助言したりすることができる。 | ・食物アレルギーや食に関する健康課題等について、教職員が組織的に対応するために、校内研修等を企画・運営することができる。 | ・食物アレルギーや食に関する健康課題等について、他校からの相談にも適切に助言することができる。 ・個別的な相談指導の充実に関わり、助言することができる。 |
| | | 考える学び | 19 | ・子どもの考えを引き出すことの重要性やそれを実現するための方法を理解している。 ・子どもの考えを引き出す発問を工夫した授業を実践することができる。 | ・子どもの考えを引き出す発問や、積極的な表現活動を意識した授業を実践することができる。 | ・子どもの多面的・多角的な考えを引き出す発問や、適切な表現活動を工夫した授業を実践することができる。 | ・子どもの考えを引き出す発問や、表現活動を工夫した授業の模範を示し、学校全体で実践できるよう、教員の意識を高めることができる。 |
| | 授業実践 | 話し合う | 20 | ・子どもが協力的に学習することの意義やそのための適切なスキルについて理解している。 ・子どもが協力的に学習する授業を行うための適切なスキルを身に付け、授業を実践することができる。 | ・子どもの学習状況を把握し、多様な学習形態を取り入れながらより協力的な授業を効果的に実践することができる。 | ・協力的な学習についての効果的な指導の工夫をするとともに、授業展開のモデルとなる授業実践等を積極的に公開することができる。 | ・協力的な学習についての効果的な指導方法の模範を示し、その工夫・改善ができるよう教員の意識を高めることができる。 |
| | | 振り返る学び | 21 | ・子どもがめあてを持ち、学びを振り返る意義とそれを実行するための基本的な方法について理解している。 ・子どもがめあてを明確に持ち、めあてを振り返る場面を設定した授業を実践することができる。 | ・子どもが学びを実感し、学習が定着するような授業展開を工夫して実践することができる。 | ・子どもが学びを実感し、学習が定着するような授業展開を研究し、より効果的な指導方法を積極的に公開することができる。 | ・子どもが学びを実感し、学習が定着するような授業展開についての模範を示し、学校全体でより効果的な指導方法を構築できるよう、教員の意識を高めることができる。 |
| | | コミュニケーション | 22 | ・教職員間のコミュニケーションの大切さを理解し、それを実践しようとする態度を有している。 ・常に、教職員間でのコミュニケーションを大切にし、信頼関係を築くことができる。 | ・教職員間で積極的にコミュニケーションをとり、より深い信頼関係を築くことができる。 | ・教職員同士が常にコミュニケーションが図れるよう中心になって取り組み、明るい職場環境をつくることができる。 | ・教職員同士が常に連携することができるよう中心になって取り組み、風通しのよい職場環境をつくることができる。 |
| | D 組織の運営と参画 | 協働 | 情報共有 | 23 | ・教職員間の情報共有の大切さを理解している。 ・子どもや保護者に関する課題等への対応や相談について、一人で抱え込まず、報告・連絡・相談することができる。 | ・子どもや保護者に関する課題等への対応や相談について、学年や関係教職員と連携して取り組むために、必要な情報を共有することができる。 | ・子どもや保護者に関する課題等への適切な対応や相談について、教職員間で幅広く必要な情報等を共有することができる。 |
| 協働意識 | | | 24 | ・教職員で協働して取り組むことの大切さや特にそれが求められる場面を理解している。 ・様々な教育活動を、他の教職員と協働して行うことができる。 | ・他の教職員からの意見や提案を積極的に受け止め、校務分掌等に協働して関わることができる。 | ・教職員間で積極的に協働するための課題に気づき、改善することができる。 | ・教職員全体の状況を意識し、管理職とともに一人ひとりの教職員の能力や特性を活かした協働的な組織づくりができる。 |
| 地域連携 | | | 25 | ・保護者・地域との連携の重要性を理解している。 ・保護者・地域・関係機関との連携の意義を理解し、適切に連携することができる。 ・校園間の連携の重要性について理解し、実践することができる。 ・区の栄養教育推進事業として、栄養教諭未配置校への食に関する指導ができる。 | ・保護者・地域・関係機関とのよりよい連携のために、効果的な資源を見つけて活用することができる。 ・校園間の連携の効果的な取組を工夫して実践することができる。 ・区の栄養教育推進事業における教材研究や指導法について工夫・改善することができる。 | ・的確に課題を解決するために保護者・地域・関係機関と連携を深めることができる。 ・校園間の連携について幅広い視点で企画・実践することができる。 ・区の栄養教育推進事業の中核となり、取組をさらに充実させることができる。 | ・学校力を高めるために、保護者・地域・関係機関の持つ教育力を活用する等連携を深めることができる。 ・相手校園と連絡を密にし、計画的に校園間連携を実践することができる。 ・区の栄養教育推進事業の中核となり取組を充実させるとともに、指導・助言することができる。 |
| 学校運営 | | 学校給食の運営 | 26 | ・学校給食の重要性を理解している。 ・学校給食におけるルールを守るよう、子どもに指導することができる。 ・学級担任等が行う衛生管理に係る指導について、助言することができる。 | ・学校給食におけるルールを守るよう、子どもに指導することができる。 ・学級担任等が行う衛生管理に係る指導について、適切に指導・助言することができる。 | ・学校給食に関する校内体制を整備することができる。 | ・学校給食に関する校内体制の整備について、他校からの相談に適切に助言することができる。 |
| | | 食に関する指導の調整 | 27 | ・食に関する指導の重要性を、理解している。 ・食に関する指導の全体計画や年間指導計画、学校給食に関する基本計画の策定に、参画することができる。 | ・食に関する指導の全体計画や年間指導計画、学校給食に関する基本計画の策定に、専門性を活かし、中心となって関わることができる。 | ・教育活動全体の中で、食に関する指導を計画的、組織的に実施できるよう、中心となって働きかけることができる。 | ・教育活動全体の中で体系的な食に関する指導を計画的、組織的にを行い、効果的な実践を広めることができる。 |
| | 危機管理・安全 | 28 | ・学校教育活動における危機管理とは何か理解している。 ・危機管理の重要性を理解し、常に意識して学校教育活動を行うことができる。 ・防災・減災教育の意義について理解し、計画に基づいて実践することができる。 | ・危機管理について、常に課題発見の姿勢を持って、学校教育活動を行うことができる。 ・防災・減災教育について、課題意識を持って積極的に実践することができる。 | ・危機管理について、保護者・地域・関係機関からの情報を元に学校教育活動を行うことができる。 ・防災・減災教育について、実践を振り返り、改善することができる。 | ・常に危機管理の視点を持ち、組織の中心になって学校教育活動における危機管理体制の整備ができる。 ・防災・減災教育について豊富な知識を持ち、組織的な実践計画を提案することができる。 | |
| PDCA | 29 | ・PDCAサイクルに基づいた食に関する指導や学校給食の管理に関する基本的な内容を理解している。 ・「運営に関する計画」を理解して、PDCAサイクルに基づいた食に関する指導や学校給食の管理等、教育活動を実践することができる。 | ・「運営に関する計画」を意識して、自己評価・他者評価を行い、PDCAサイクルに基づいた食に関する指導や学校給食の管理等の教育活動を工夫・改善して実践することができる。 | ・「運営に関する計画」を常に意識して、栄養教諭の専門性を活かして、学校の教育課題の解決に向けた取組を、PDCAサイクルに基づいて実践することができる。 | ・学校の教育課題の解決に向けた効果的な取組を、管理職と連携し、PDCAサイクルに基づき栄養教諭の専門性を活かして、実践することができる。 | | |